

平成27年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成27年12月9日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第71号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

第72号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例等の一部改正について

第73号議案 幸田町税条例等の一部改正について

第74号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第75号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）

第76号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）

第77号議案 岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について

第78号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

第79号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君	環境経済部次長兼 水道課長	伊澤正美君

建設部次長兼 区画整理課長 消防次長兼 消防署長	伊澤勝一君 本田稔君	教育部次長兼 学校教育課長 会計管理者兼 出納室長	羽根淵闘志君 牧野洋司君
-----------------------------------	---------------	------------------------------------	-----------------

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は20名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を1番 足立初雄君、2番 伊與田伸吾君の御両名を指名いたします。



日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第71号議案から第79号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順にします。

発言は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第71号議案の質疑を行います。

9番、酒向弘康君の質疑を許します。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） まず、地方公務員法にあるこの公表の目的と意義についてどのように考えられているのかをお聞きいたします。また、今回の改正では、公表事項の「勤務成績」を削り、新たに3項目、「人事評価・休業・退職管理」この3つを追加することではありますが、この改正にどのようなねらいがあるのかについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、目的についてでありますけれども、本町における人事行政の透明性を高め、その公平性を確保することを目的としております。その意義といたしましては、本町の人事行政を広く公表することで町民の信頼を得、また町民の意思の反映を目指すものだと考えております。

また、この改正のねらいであります、地方公務員法の改正により人事評価の実施の義務化及び退職管理の適正確保が新設をされ、それに伴い人事行政の公表項目に新たに3項目が追加される改正がされたためであります。それによりまして公平性、透明性を高めるというねらいがあるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 3つの中にちょっと入っていきませんが、削られる勤務成績、これについて毎年なのですが、ことしの広報こうた1月号にも書いてありましたが、人事管理、勤務成績ですよね、ここには内容はということが書いてあるかということ、人事管理の合理性、公務能率の増進を図りますと、これだけの記述が書いてあるだけで内容が全くわからない公表となっております。先ほど部長からは町民の意思の反映だとか、理解を深めるためということと言われたのですが、内容についてはなかなか中までわからない状況なのですが、これらの内容を変えていかれるものというふうには思いますけれども、改正の1つ目の人事評価は、これは勤務成績と同じようなものになるのか。2つ目の休業とはどういった内容を公表されていくのか。3つ目の退職管理、これは何を管理しどういうものか。この3つについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、人事評価は勤務成績と同じようなものなのかについてでありますけれども、今回の地方公務員法の一部改正に伴い人事評価制度の導入が必要となり、類似の制度であり勤務評定制度が廃止となるため公表項目についても勤務成績の評定を削り、新たに職員の人事評価の状況を公表項目に追加するものであります。

また、休業とはどういった内容のものかですが、内容につきましては育児休業及び部分休業の取得状況であります。先ほど酒向議員が言われましたように、毎年1月の広報等で公表をさせていただいております公表の中で3の職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況についての（3）育児休業及び部分休業の取得の状況において公表しておりますが、法改正に伴い独立した項目、職員の休業に関する状況として掲載をするもので、順番につきましては地方公務員法58条の2の規定の順にあわせるものでありま

す。

次に、退職管理は何を管理しどういうものかということですが、改正地方公務員法により離職前の職場に対しての離職後２年間の契約等、事務及び離職前５年間の職務に関する働きかけが規制されることになります。職員が離職後に過去の地位や職を利用して利益を得ようとすることを防止するものであります。公表の内容につきましては、来年４月１日の施行に向けて今現在検討中であります。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） ９番、酒向君。

○９番（酒向弘康君） 広報こうたの中では先ほど部長も言われたように、幸田町の人事行政における公平性、透明性を高めるためということで２ページを使って公表をされてるということであります。いろいろな数字などを挙げられてはいるのですが、単年度だけのものが多くてその数字がどのような傾向のものなのか、あるいはどのように推移をしているのか、トレンド的なものですね、これが全くこれもわかりませんということですが。これによって人事行政の運営、これが改善されているのか悪化しているのかももうつかめないというような状況だというふうに感じております。住民の理解度を深めるためというようなことであれば、人事行政を広報幸田などで見える化するという観点から、この改正を機会にもっと見やすく、もっとわかりやすく見直しをされていく考えがあるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 公表につきましては、隣接市と比較しますと改正前の条例及び広報等の公表内容はほとんど同じ内容になっております。ただし、西尾市、蒲郡市における公表については、一部推移等がわかるようになっているものも存在するため、今回の改正に伴い公表方法について検討していきたいというふうに考えております。

また、国においては自治体間の比較という側面での考えもあるようでありますけれども、隣接市と調整をしながらまた今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 酒向君の質疑は終わりました。

続きまして、１３番、丸山千代子君の質疑を許します。

１３番、丸山君。

○１３番（丸山千代子君） 今回の人事評価制度の導入に当たりまして、先ほどから言われておりますように３つの項目について追加をされてきたということで、人事評価、休業などの公表が行われるということでもありますけれども、この公表をどのような形で公表をしていくのかということと、それからこの公表をする理由ですね。理由は先ほどから公平性と透明性を高めるためということでもありますけれども、その目的、意図するものは何かということでもありますけれども、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） どのような形で公表するかということでもあります。公表の理由ということでもありますけれども。これにつきましては、地方自治法の改正に伴いまして、公表項目の中に新たに加えられたということでもあります。そういう中で人事評価につきましては、地方公務員法の改正の中で実際に導入のほうで改正をされまして公表項目に

加わったと。退職管理も同じような形で法律が改正をされ、なおかつその法律の中の公表項目に加わったということでもあります。そういう中で休業につきましては、先ほど答弁させていただきましたように従前どおり公表はしておりますけれども、新たに頭出しをして法律の順番どおりの形で公表をしていこうという形でございます。

どのような形で公表をしていくかという内容でございますけれども、今現在、隣接市、県下とも既存の公表の方法も類似をしております。来年4月1日施行の条例でありますので、今後隣接市等も調整をしながら考えていきたいというふうに思っております。

また、今回の公表の理由でありますけれども、先ほど答弁させていただきましたけれども、やはり人事行政の透明性を高めて公平性を確保するということでもあります。それに伴いまして町民の信頼を得、また町民の意思の反映を目指すものということで、今回公表させていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 退職管理につきましては、退職前の地位利用ということがあるというようなことを言われましたけれども、この地位利用、これについて過去にそのような不祥事があったのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

それから、このように人事評価を公表するに当たって、より一層職員の能力主義というものが加速するのではないかとということが懸念されるわけでありましてけれども、その点についてはいかがかということでもあります。公表することによって町としては公平性や透明性を確保するということでもありますけれども、職場環境にとってはどのようなことが懸念されるのかということもございます。そうした点ではどうお考えなのかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 過去における地位利用の関係で不祥事等があったかということでございます。これについては、私が知る限りにおいて地位利用についてのそういうことはなかったというふうに理解をしております。

それと、あと今回導入をされます人事評価につきましてでありますけれども、現時点では勤務評定等を実施をし、それが法律にかわりまして人事評価をするということになっております。法律の施行が来年の4月1日ということでもありますので、今後、例規等を整備させていただいて例規の作成をさせていただくというような形になるかと思えます。そういう中でどのようにやっていくかということは今後検討をしていきたいというふうに思っておりますけれども、従前の管理の中で人事評価につきましては新たに能力評価とか業務評価、こういうものを加えていこうというような内容になっております。能力評価につきましては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握するとか、業務評価につきましては、職務を遂行するに当たり掲げた業務の業績を把握するというようなことが法のほうではうたわれておりますけれども、まだこれから今後どのような形で進めていくかというものは今後の検討課題となっております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁を聞いておりますと、より一層能力主義が加速をすると

ということが懸念されるのではなかろうかというふうに思うわけであります。今まで、勤務成績に当たってこの評価をするわけでありますけれども、この評価について言えば、例えば幹部職員について言えば中間を採用するよとか、そのようなことでやられてきたわけでありますけれども、今回のこの人事評価が能力や業務評価ということにつながればより一層格差も生まれてくるということにもなりかねないと思うわけでありますが、じゃあ、その評価は誰が行うのかということでありますけれども、その点については体制的にはどのようにやっていくおつもりなのか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の人事評価につきましては、先ほど答弁させていただきましたように来年の4月の施行という形でございます。現時点で今後どうしていくかというものを検討している最中でございます。そういう中で能力評価、勤務評定の評価に類似をしているわけですが、あと業績評価を行うような形になるわけでありますけれども、まだ具体的に決まっておりませんので現時点でこの法律の改正に伴いまして今後先ほど答弁をさせていただきましたように、例規等を整備をさせていただくということで進めさせていただくということでお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第72号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企画部長が議案説明会で提案説明をしたのは先ほどの71と72、ここまでの関係はそうだった。毎回毎回申し上げているけれども、どこも改善をされていないね。特にあなたが印象に残ったのは、よどみなく、滑らかに滑らかに一字一句間違えることなく議案書を朗読して終わっているわけだよね。だから、先ほどの71につきましても、どこまで踏み込むかどうかはあなたの裁量の問題があっても、活字を朗読して滑らかに読んでいけばそれでよしとする説明はないでしょ、朗読会だ。という点からいけば、今回の私の質疑の通告についても結果的には朗読で終わった、終わったことによって何なのかという疑問が出てくる。今回、地方公務員法の6項をなくして5項に移行しますよと、こういうことですよ。じゃあ、そうしたときに6項は何なのか。6項をやめて5項に移行する。じゃあ、5項とは何なのか。最低そのぐらいの説明はあってしかるべきですし、またこういう通告、先ほどの通告も含めてこういう通告が議案説明を経た後に議員の側から通告をされる。情けないとは思いませんか。提案者側の説明ということに尽きる内容かどうか。これは、まさに説明ではなくて朗読ですよ。そうした点では副町長に何遍も何遍も内部事務を統括するあなたの責任の立場から改善しろ改善しろといって、返ってくる言葉はいつでも一緒。そういう点からいって、今回もこういう内容で通告し、質疑をしなければいけない。極めて残念であるということをまず申し上げて、先ほど申し上げたように地方公務員法の関係で6項をなくして5項にする。この内容は具体的には何ですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　今回、6項が5項に変更になります。これにつきましては、地方公務員法の24条の第2項が削られることに伴いまして、それぞれ第3項が第2項に、第4項が第3項に、第5項が第4項に、第6項が第5項にという形で項が上がるといいう形での改正がありましたので、現時点で地方公務員法の第24条第6項、旧の第6項でございますけれども、これにつきましては職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるというような規定がされております。その規定が先ほど言いましたように、第2項が削られることに伴いまして第5項にかわるということで、この5本の条例の趣旨の中に地方公務員法の24条の第6項が規定をされておりますので、第6項を第5項に改正をさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君）　14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　つまり、項を一つ削除したから順次繰り下げをしていきますよと。

それで、内容的には一切変わりませんよと、こういうことですがそういうことは一言も言わなかったわね。そんなこと書いていない。書いてないから説明しないということですよ。それなりに私はそれを調べたときに、じゃあ6項とは何なのかと。先ほどあなたが言われたように、6項とは職員の勤務条件や給与の関係については条例でこれを定めないとイケない。条例主義ですよ。条例主義で6項をなくしちゃったということになると何でだという疑問が出てくるわけですよ。6項を5項にしますよということの内容。じゃあ、5項は何なのか。5項は先ほどの答弁からいけば、みんな右に倣えでやりなさいよと、横並びが一番いいですよという規定が5項ですよ。その内容は、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失ないように適当な考慮を払わなければならないよと。つまり横並びにせよと、突出したらいかんよというのが5項ですよ。今回、それを今度は4項にする。6項の給与等の条例主義を5項にする、こういうことなんだ。こういうことだけれども、そういう内容について、じゃあ今回それぞれ項下げをして横並びをする。こういう規定があるという点でいけばいろいろ問題はあるわけだ。自治体でありながら自治は認めず、国や地方の状況を見て横並びをしなさいよと。あなたの先ほどの答弁でいけば、西尾や蒲郡がいろいろ検討しているのでそこら辺も参考にしながら検討していきたい。つまり、横並びでどういうふうなところへついていったらいいのかなと、こういう判断だよ。そうすると、じゃあ自治体の自治というものについての判断は何なのか。みんな右に倣えと、横並びでよしとする、そういう今回の内容であります。そこを深くは委員会の中で話しますが、要は私が申し上げたいのは、せっかくの議案説明会で時間と労力を要してよどみなく滑らかに滑らかに一字一句間違えることなく朗読して、それでよしとする。こういう説明会はなくしたほうがいい。議員の側からあらかじめ質疑通告をして、いわゆる田舎芝居だ。あなた方が提案する内容を事前に俺はこういうことを聞きたいけどなと、こんな通告をする。まさにこういう制度があるものだからあなた方が痛いかどうかは知りませんが、針のむしろの上に座らされる。こういうことを略したほうが、議会の側もあなた方も共通する改善項目だよ。これは一回どこかの場所で何回も何回も言うておりますが改めていきたい。要は、そういう内容で横並びにしていきますよというのが内容ですけれども、そういう理解でいいかどうかです。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今の地方公務員法の従前の第5項でございます。これは勤務時間、週休日、休日、休暇などの規定をしております。当然この中には均衡の原則というものがあまして、勤務時間などは条例で定めるといような形になっております。そういう中で横並びかということでもありますけれども、先ほどの議案につきましては公表項目が各県下同じのほうが見やすいのではないかという国への考えもありまして、そういうものを参考にして同じような公表内容にさせていただいているということでございます。今回の72号議案につきましては、横並びかということもございますけれども、当然法律の趣旨に沿いまして、また条例の規定に沿いましてそれぞれ進めさせていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第72号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第73号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の税条例の一部改正でありますけれども、今回、この改正の内容につきましては、徴収の猶予及び換価の猶予ということであります。そこでこの徴収の猶予についての手続、さらにこれをどう周知していくのかということでもあります。住民にとっては不利益にならない扱いをする、こういうことが必要ではないかというふうに思うわけでもありますけれども、この点についての説明をお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の改正の手続、それから町民に不利益にならないようにということでございます。まず、今回の徴収の猶予等の主な税条例の改正につきましては来年の4月1日から施行されるものでありますので、3月中に概要及び手続につきまして広報及びホームページに掲載を予定をしております。また、周知の中で納税相談等で徴収の猶予それから換価の猶予等の要件に該当する可能性があるケースであれば制度の説明を行い、有効に活用いただけるように努めていく考えであります。

また、あと不利益にならない取り扱いということでございますが、今回の改正の内容というものが申請による換価の猶予が新設されたということ。それから、各猶予に係る金額が100万円以下の場合や猶予期間が3カ月以内の場合、こういったものに関しまして担保を徴する必要がなくなったというような納税者にとってのメリットというものもございます。それから、あとは今回の改正の中で手続が具体的に示されたという部分もございます。納税者に不利益にならないように先ほども申し上げましたが、納税相談等でこういった徴収の要件に該当する可能性があるケース、そういったものがあればしっかり制度の説明を行わせていただきまして、不利になることがないように有効活用に向けてまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この納税の猶予でありますけれども、滞納された方に対してのこの手続ですね。これは申請によってしなければならぬわけでありまして、そうした

点につきましてはきちんと不利益にならないようにやるべきだというふうに思うわけがあります。

また、次に町民税のことですけれども、この納期について通常の納期以外に納期を定めることができるというふうになっております。これについてですけれども、町民税の通常の納期以外の徴収設定についてどのようにされ、またこれが住民の不利益にならないようにするのかという、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、手続を申請によってしなければならないということでございますけれども、今回の改正によりまして換価の猶予、こちらのほうに申請による換価の猶予というものが新たにできたということで、これまでは職権による換価の猶予しかなかったものが申請によることもできるようになったということです。本人さんにとっては申請の機会が与えられたということです。そういったことも御説明いたしまして不利益にならないように努めてまいりたいと考えております。

それから、次の質問にございました、今回納期以外の徴収ということでの改定の関係でございます。町民税に関しましては通常の納期ということで、第1期から第4期まで、第1期は6月15日から同月30日まで、第2期は8月1日から同月31日まで、第3期は10月1日から同月31日まで、第4期は翌年1月1日から同月31日までということで規定されております。今回の改正の目的といたしましては、第4期以降の2月だとか3月、こういったときにおきましても納期を定めることができるように改正をするものでございます。具体的な一例を挙げさせていただきますと、住民税を特別徴収にて給与から天引きしていた方が例えば1月に退職等により給与からの天引きができなくなり、特別徴収から普通徴収になった場合などに、2月または3月に納期を設定することができるように改正するというものでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町民税につきましては特別徴収について納期以外の徴収設定ということですが、じゃあ普通徴収については、これは第4期までということですが、例えば第4期に間に合わなかったというそういうこともあるわけですが、そうしますと特別徴収以外に普通徴収でもそのように納期を延ばすことができるのかということになります。納期限内に納めないとこれは延滞金もつきますし、忘れてしまって払えなかったということだってあるわけです。銀行天引きでない場合、そういう場合は忘れてしまうということもございしますし、うっかりということもあるわけですが、そうした点で年度内であればこの徴収設定の関係はどうなるのかということですが、その点についてはきちんと年度内設定ということで延期するというのをうたっていくのかということですが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほど一例ということで特別徴収のことを御説明させていただきました。もちろん普通徴収の方におきましても、これまでの納期の規定から2月、3月にも納期を定めることができるように今回の改正でなります。年度内であればということで、改正前の旧条文では第4期の納期、この1月31日でございますが、こ

れを過ぎると翌年度の第1期まで待たなければならないというようなことがありますので、その場合は翌年度の住民税とあわせて支払うことになるというようなこともございまして、一時期の負担が重くなるため、その状況を避けるため今回の改正を行わせていただいて、納税者の方も納税がしやすくなるようにと、少しでも早い時期に納めていただくということで納期のほうを2月、3月もできるように改正をさせていただいたというものでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、普通徴収の場合ですと1月31日でありますけれども、その1月31日を忘れてしまう、納めなかった、この場合は3月31日まで延期をすることができるということになるわけですね。そうすると、例えばこれは勝手にやっていいのかということでもありますので、その辺はどういう手続が必要なのかと。例えば、これは本人が申請によって延期をする、あるいは条例にきちんとこれは期日が過ぎた場合は3月31日までに納期をするという、こういうふうな形の中で対応されるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 普通徴収におきましては通常の納期、先ほども申し上げましたとおり1期から4期までというのが通常の納期でありまして、賦課決定におきましては当然この通常の納期において賦課をさせていただいているということになります。例えば、納期が最後の1月31日までに忘れてしまったようなケースというものにつきましては、それ以後は滞納という扱いになってしまうということになります。今回はその納期を改定するというものにつきましては、例えば所得の修正だとか、未申告の方が例えば1月にそういったことをやられた場合に賦課決定を新たにすることになりますので、その場合に納期がなければ賦課決定もできませんので、そういった納期を設定できるように今回改正するというものでございますので、それまでに賦課決定されたものにつきましては、当然その納期に納めていただくということになるというものでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税法はなかなか込み入って難しいということよりも難しくしてる面もあるわけだね。徴収の猶予というのは地方税で、納税の猶予は国税という形で、意味合いとしては基本的には受け取る側としては変わらないという中で、今回申請を受け付けるんですね。今までは行政の判断ですべからず納税の猶予あるいは滞納処分というものがあつた。さらに執行停止という問題も含めて本人からの申請が認められますよと、こういう道が開けてきたわけです。要は、そういう適用によって滞納税9.1%という非常に高い税率がかけられてくるわけですが、この扱いについてはどういうふうに具体的に変わるのかと。きちんと説明をすれば先ほどの質疑にもありましたが、納税者あるいは町民にとっては選択の幅と有利な面も生まれてくるわけですね。そういう点を十分納税者に知らせるのか、それとも引き続き行政側の判断で人の顔見てこいつ気に入ら

ないで9.1%にせよと、こういう手合いでおやりになるのかどうなのか。そうした点での問題はこういう形で滞納税の関係をどう扱っていくのかと、これについても基本的な考え方がございますよね。2通りあるわな。そういう点で説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 徴収の猶予と納税の猶予、こちらにつきましては今回換価の猶予による申請によるものができたということによりまして、納税者においてもみずからの申請により換価されることなく事業の継続、それから生活の維持が可能となる道ができたということで今回は納税者のために有利になったというふうに考えております。

延滞税の関係でございますが、町でいいますと延滞金ということになります。延滞金の取り扱いにつきましては既存の職権による換価の猶予の場合と今回の新設されました申請による換価の猶予、こちらにつきましては変わる点はございません。ですから、取り扱いは同じ取り扱いになるということでございますので、猶予を受けた場合につきましては当然延滞金が0円になるとか2分の1になるという制度につきましては全くこれまでどおりということになります。この猶予を受けない場合は、これまでどおりその延滞金が徴収されるということになるというものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この前のおりと一緒だよといったときに、こういう制度がありますよという形で、要は納税者の立場に立ってなぜ滞納しなければならないのか、あるいは分納を採用しなければならないのか。それは生活の状況、営業の状況で滞納しなければならない、分納しなければならないといったときに、分納すると延滞利息が9.1%かかりますよと。しかし、徴収猶予、これを選択すれば条件によっては延滞利息はかかりません、あるいは2分の1になりますよと。この選択の関係で納税者にとっては徴収の猶予を選択したほうがいいわけですよ。そういう選択をする機会を与えてどういう方法があって、これを選択すると延滞利息は0円ですよと、これを選択すると2分の1ですよと、こういうものをきちんと説明して納税者に選択をさせる。今回、申請主義といって申請が設けられたというのは、納税者の置かれている環境に配慮をして荷重な取り立てをしてあえなくダウンさせると、こういう悪代官の税務行政は改めよと、こういう形で違う道も納税者の申告による選択もできるようになりましたと。そうしたときに、延滞利息が0円か、さらには2分の1か、これも選択になっているのですよ。その選択は誰がするのかといったら行政ですよ。行政がやるときにどういう方法をとったら延滞利息が0円になるかと、こういうことも納税相談に来た人も含めてそういう該当者にきちんと説明をして、納税者に選択をさせていただくと。こういう道を開かないと、行政がすべからず全部色分けしてだつとやっていっちゃうというのは私は非常に乱暴だなというふうに思うわけですが、今後どういう形で運用をされていくのか説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今議員がおっしゃるとおり、納税者に不利益とならないように納税相談等で徴収の要件に該当する可能性があるケースであれば、その相談をしていく中でいろいろ聞き取りをして、そういったケースがあればしっかり制度の説明を行い、

不利になることがないように有効活用に努めていきたいと考えております。もちろんこの徴収の猶予だけではなく税には減免の制度というものもございます。本人さんにとってみればこの減免の制度が一番有利に働くであろうということもございますので、減免の制度それから徴収の猶予の制度、こういったものも説明させていただき、なかなか全てが要件に該当するということにはなりませんけれども、該当する場合は当然こういったものを活用させていただいて延滞金の減額を図ってまいるということ。また、あと当然そういったものに該当しないケースであればこれまでどおり分納ということになりますけれども、それにつきましても本人さんの資力に応じたそういった計画的な納付といったものをこちらのほうも進めさせていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、今回、申請の道が開かれたという点でいけば、その申請の関係は納税の猶予や滞納処分の停止あるいは執行停止、これらは本人による申請によって道が開けましたよということですよ、一つは。そういう方法を通して延滞にかかわる利息を0円にするのか、2分の1にするのか。これは一定の条件が定められております。そうしたことも含めてやっぱりきちんと納税者に悪税を押しつけるのではなくて、悪政の中でも心温まる施策がありますよというぐらいのね、こういうことをきちんと説明をしていくのは説明責任を果たす上で納税者に対する選択と、納税者が選択するんですよという道が開かれた。だったら、それを有効に生かすべきではないか、こういうことであります。そうした点で今後の運用の問題の関係からすれば、基本的にいけば納税者にとって徴収の猶予を選択したほうが有利なんですよ。有利ですから有利な方向を示唆しながら、あなたこれにきなさいよと、こういうことではなくて、これとこれがあります、0円がありますよと、2分の1がありますよ、どうしましょうかと。それにはこういう申請の道がありますよと。やっぱり、こういう形をしていかないと私は生きた税務行政にならないであろうというふうに思います。そうしたことも含めて再度どういう形で今後運用をしていくのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 徴収の猶予につきましては申請によるものであり、換価の猶予及び滞納処分の執行停止につきましては職権によるということでやっておりましたが、今回の改正により申請による換価の猶予の制度が創設されたというものでございます。議員が言われますように、もちろん説明責任を果たして有効に活用されるように行っていきたいと思っております。それに伴いまして今回の改正で申請の手続だとか、申請のとき書類、こういったものも条例の中に盛り込まれたということでございまして、条例の中からもわかりやすくなっているということでございますので、これを有効に活用できるように納税相談、こういったときにはしっかり説明のほうをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、73号議案の質疑を打ち切ります。

次に、74号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 消防団員の公務災害、これにかかわる条例の一部改正であります、この条文の解説の中にもありますが70%から80%の調整率を掛けると書いてあるね。その具体的な事例というのは何なのか。この内容がずっと読んでいてもはっきりわかってこないという点でいくと、どういう形でこの調整率が掛けられてきたのか。これからは直す都合があるのでね。ですから、要はどういう形で運用をされてきたのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今までのこの調整率にありましては、災害または訓練等全てに於いての調整率を掛けての計算式で補償年金等を支払っていたものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この条例は公務災害ということですよ。公務災害でいけば、訓練でも公務災害ですよ。実践部隊で実際に災害があったときも、そこであっても公務である。そうしたときには胸先三寸で70%にするか90%にするかは、それは消防長の胸先三寸の裁量があったと、こういう御理解でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今回この改正によって訓練時及び災害時に分けさせてもらって、この内容等につきましては負傷または経過等を判断して、あと消防団員等公務災害補償等共済基金のほうと協議をしまして、その程度とまたは表の係数等に掛けての算定方法で支払いをする方向でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、いわゆる支払い側と協議をすることによって、協議をする素材の提供は消防側にあるわけですよ。そうしたときにどういう形で対応していくのかというのは問題が出てくるだろうというふうで、議案説明書の22ページの下から2行目ですよ、そのほかの公務災害を受けた場合の調整率から区分をし、区分をすることは引き続き残しますよと。調整率は残しますけれども、高い調整率を用いることによって実質的に加算額部分を満額支給するように変更しましたよと、こういうふうに書いてある。受けとめ方とすると2つの道がありますよと。区分をしたということは、全部高い調整率を採用するのではなくてここで区分をする、70%、90%、方や満額か。こういう区分ができるよといったときのその区分の仕分けの基準なり、誰がやるのか。胸先三寸なのか、それとも運用に当たっての基準がきちんと示されているのかどうか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この区分にありましては、消防年金等の傷病等の等級または障害補償年金等の等級等もございます。また、負傷程度のほうにありましては、そちらのほうで該当する箇所当てはめてこの区分内容になるかと思えます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、この規定からいくと従来の70から90という区分は

引き続き残りますよと。その上で満額支給の加算率を掛けますよと、こういうことですよ。ということは2種類あるよと。2種類あるといったときにどういうものを選択、ここでいけば災害という形に限定がされてくるかなと。公務災害という形に思うけれども、ずっと読んでいくと必ずしもそうにはなっていない。ですから、そうした点でいけば、申請する側よりも申請を受けてさらに補償期間等もやっていく中で裁量の問題が入ってくると。これは非常に危険性を持つわけですよ。裁量があるということは、同じ災害であってもさじかげんで変わってきますよと、こういう道を残していくことにつながりませんかということなんです。ですから、ほかの公務災害と区分をして、高い調整率を用いるという点からいけば2つの道がありますよということですよ。それが一つ。

それから、もう一つは、現行のそのほかの公務災害の場合の計算式、そして高い調整率を用いることによって実質的な加算額部分というのがひっかかるわけですが、加算額部分を満額支給という点からいけば当然計算式がないといけませんよね。ですから、従来の計算式とこの加算額を含めた実質的な満額支給の計算式はどういうふうになりますか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この計算式としましては、具体例としまして10年未満の消防団員、この方の基礎額は8,800円。災害中に両耳の聴力を全く失った場合、これにありましては障害等級は4級で倍数が2.13倍。災害時にありまして5割増しという係数を掛けてこれが1.5倍になります。それらに最後に調整率というのを0.73を掛けると8,800円掛ける2.13倍、掛ける1.5倍、掛ける係数の0.73で年間205万2,500円となりますが、今回のこの改正によりまして、この0.73を0.82に調整率を変えていただいて計算しますと230万5,500円となります。よって、この災害時にあっては高い5割増しの計算部分が満額支給されるということになり、改正前よりも25万3,000円の増額となるということで、ここが0.73から0.82に災害時にあっては調整率を掛けるという高い調整率を意味するものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、この関係で先ほど言った22ページの関係の下から2行目ということです。その一つ上が火災、暴風雨等の災害に従事し、そのため公務災害を受けた場合については、そのほかの災害の調整率とは区分をするよ、ということですよ。ですから、公務災害については2種類あります、先ほど申し上げたとおりね。2種類ある中で従来からとっている70から90という調整率と、そのほかに今あなたが言われた後ほどまた委員会の中で資料なんかを出していただきたいわけですが、この実質的に満額支給になるような率という形で同じ災害でも、あなたが言われた両耳でいろいろな障害が起きたと。しかし、それは暴風雨災害とは区別されてくるよという点からいけば、同じ障害を受けたのに補償される内容が70から90あるいは満額という形でやられてくるという点でいけば、私は全体的に底上げをし、こういう差別と区分という形は設けるべきではないというふうに思うわけですが、そこら辺についてはこういう、要は法が変わってきたからみんな法をコピーして右に倣えにしたよというだけの話なのか、あなた自身はこういうやり方についてどういう見解を持っているの

か。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この２種類の同じ災害と、同じ負傷をしても従来は訓練と災害現場での負傷、これらが同じ計算式でございました。今回この改正内容としましては、訓練またはその他の催しものだとか会議だとか、そういうときにあっては従来の計算式、今回のこの改正の部分にありましては、災害に出たときの先ほど言った５割増しで高い補償金を支払うという改正でございます。

○議長（浅井武光君） １４番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第７４号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、１０分間の休憩といたします。

休憩 午前 ９時５８分

再開 午前１０時０８分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第７５号議案の質疑を行います。

２番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

２番、伊與田君。

○２番（伊與田伸吾君） ７５号議案の関係につきましては、ハッピーネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴いまして、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日とする提案であります。議案関係資料は３３ページに当該委託期間５年間の指定管理料に要する経費の限度額を１６億２,５００万円とする、そうした旨の記載がされています。初めに指定管理に提案するに当たりまして、競争入札という考え方はなかったかをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の指定管理者の選定につきましては、競争入札にする考えはございませんでした。文化振興協会がこれまで培ってきました実績でありますとか、各年の業務等を勘案をいたしまして判断をしたところでございます。

○議長（浅井武光君） ２番、伊與田君。

○２番（伊與田伸吾君） 文化振興協会につきましては、２期１０年にわたります施設の管理運営をしてみえます。この９月議会の決算認定の折に文化振興協会の施設管理に関し、本町の文化、スポーツ、交流活動の拠点である施設がこれからも魅力あふれる施設であり続けるためにも、指定管理者が良好な事業運営を図れるよう配慮すべきではと申し上げました。そのときの御答弁は、指定管理料の額及び業務内容は指定管理者との歳入増、歳出削減などを検討していきたいというふうであったかと思います。今回提案されました指定管理に要する経費につきましては、検討されてきた内容となっているのかどうかお尋ねをさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の指定管理に関する経費についての検討ということでございますけれども、額につきましては現指定管理者の４年間の実績などから分析をし、私

どもも歳入となるものやその中でもふやせるものはないのか、あるいは歳出面につきましてもさらに削減ができるものはないかなどということの文振協とのヒアリングを行いまして、検討させていただいたという経過でございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） なかなか財政が厳しい中での現在の指定管理料を考えた内容ということではあるかと思いますが、今後、人件費につきましては毎年見直しなどもあろうかと思いますが、また消費税にあっては来年4月には現行8%から10%に引き上げということも予定されているのではなかろうかと思いますが、今回の限度額につきましては、それらのものも配慮されたものとなっているのかどうかお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の指定管理料につきましては、5年間の総額としての定めをさせていただいたところであります。消費税の改定につきましては、平成29年4月からの施行が予定されているということでございます。そして、またいろいろなものを見込んだかということでございますけれども、今の現行の指定管理料をベースに最大限、少しではありますけれども若干の上乗せをさせていただき、あくまでもトータルの金額というものを判断させていただき、今回御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 5年間の見通しというのはなかなか大変かと思いますが、しかしながら、これらの業務につきましては指定管理者の自助努力というものも当然ではございますけど、良好な施設運営を図るという上におきましては、町の配慮も当然必要かと思っております。先ほども申しました、いつまでも魅力あふれる文化、スポーツ、交流活動の拠点としてあり続けるための努力を期待させていただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いをします。最初は管理運営業務評価シートの問題からお願いをしたいと思います。管理運営業務の評価のあり方の問題でございしますが、生涯学習課と福祉課が出されました管理運営業務評価シートというのは一体誰がどのような目的でこれを作成して、どのように使用されているのかということについてまずお伺いします。生涯学習課と福祉課のこの書式、評価の観点が同じなのはなぜかということについてもお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 管理運営業務シートにつきましては、指定管理者による施設の管理運営状況を適正に評価をするためにつくらせていただきました。このシートにつきましては、私どもの生涯学習課の担当者が評価に関する研修を受けてまいりまして、また近隣市町のものも参考にしながら独自のものをつくらせていただいたということでございます。その結果を施設の管理運営に適切に反映させていくことを目的として使用しております。書式につきましては福祉課と同じということでもありますけれども、作成

の経緯については先ほど申したとおりでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 独自につくったらたまたま福祉課と同じものができちゃったと、そういうことかどうかはわかりませんがそういうことかなと思います。この評価シートでは具体的、個別的な業務についての評価がわかりません。ほかにこの団体の活動実績を評価する資料というのは存在するのかなどについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうしたシートを用いたという評価については、ほかにはございません。毎年指定管理者から年度末につきましては、その一年についての報告書等を出していただくことにはなっておりますが、そうした評価部分につきましてはこのシートのみでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この管理運営業務評価シートによりますと、基礎的な業務に関することとして10項目の評価観点がございます。今回の議案関係資料によりますと、基本的な業務の範囲として7つの業務についてのことが載っておりますが、これについての評価の観点が載っておりませんのでなぜかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） このシートの基本的な業務に関することの項目事項と、議案関係資料でお示しをいたしました指定管理業務の概要、その中に基本的な業務の範囲という形で7項目載っている、その整合性はいかにということであろうと思いますけれども、基本的な業務の範囲につきましては、あくまでも指定管理の業務を行う上での業務範囲ということを示させていただいております。しかし、この項目で評価を行う一つ一つのテーマとするとテーマが大き過ぎる部分もあり、評価基準が曖昧になってしまうということを思い、協議会で提出をさせていただきました業務評価シートで大項目として3項目、また小項目といたしましては20項目に分けてまして評価をしたところでございます。その大項目の一つは、基礎的な業務に関することということで設定をさせていただいたものでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議案関係資料によりますと、これは基本的な業務という表現をしております。評価シートでは基礎的な業務という言い方をしておりますが、この基礎と基本の使い分けについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 議案関係資料につきましては指定管理者として受けていただくのに、大きな基本的な業務の範囲ということで守っていただきたい事項を大きな項目として改めて細部も含めまして中心となる骨子を基本的な業務という形で挙げさせていただきました。それから、基礎的な業務につきましては、指定管理者がこれまで行ってきた項目の評価としてはそれぞれの利用者のサービスにかかわること、あるいは収支状況にかかわること、それ以外を一つの項目として大枠にして、職員の研修あるいは維持管理の問題、事故防止等の安全対策というような柱となるような項目、業務に関してのす

み分けを基礎的な業務というまとめで評価項目とさせていただいたものでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 評価項目に対する評価の方法を今回の場合は示されておりませんが、どのような方法でこの得点を与えたのかということが不明でございます。それぞれの評価項目の評価方法というのはどんなものであったのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この評価者につきましては、内部評価ということで私どもの職員が行ったものでございます。それぞれの配点を定めて、それぞれのバックデータといえますかそうした状況を聴取をし、その内容を私ども職員が5段階で評価をしたものでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、いわゆるバックデータの部分ですね。例えばアンケートとかいろいろなものがあると思うのですが、そういったものは何を使われてこの5とか4とか3を出したのかということでありますので、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） それぞれの項目に参考資料というか、どうした内容を参考にしながら評価をしていたかということでございますけれども、例えば基礎的な業務に関することで自主事業の提案や具体的な取り組みがあったかというようなことの中身については、全国公立文化施設協会が出しております全国調査集計でありますとか、劇場、音楽等の活動状況に関する調査研究報告書だとか、それから管理運営の実績総括というものを参考にし、私どもの職員で判断をし得点を入れたということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 評価シートについては、ぜひこの次はもう少しわかりやすいような評価シートを出していただけるとわかるかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

それぞれの業務には必ず管理運営に当たる担当役員というのがいるかなと思うのですが、7つの業務に13人の役員とそれから33名の職員がいるというようにお聞きしておりますが、担当職員と役員のいわゆる業務分掌というのは一体どうなっているのかなということについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 役員それからそのほかの役職者が文化振興協会の会則の中に定められているわけでありまして、役員の業務分掌につきましては、基本的に会長以外は常駐ではなく年3回の理事会に出席いただくということが主な業務となっております。それぞれの役割といたしまして顧問は運営管理について理事会などで助言などをいただく。会長は協会を代表し全体の統括をする。副会長につきましては会長の補佐をし、理事につきましては協議事項についての審議を行っていただく。また、監査につきましては執行状況の監査をするということで、また職員の構成につきましては正規職員が8名、嘱託が11名、非常勤が14名の計33名となっておりますが、それぞれの内容についてのお立場での業務に当たっていただいていると、こうでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 聞きたかったのは、13人役員がいて33人の職員がいるわけですので、それからその中に7つの業務を持って、6つの施設を持っていると。それぞれの施設に対する責任者というのですか、担当役員とか、そういうのはきちんと構成上図式化されているのかどうかということでございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 例えば組織図というような形の中で、こうした役員の方が3館あるわけですが、それぞれに担当理事だとかそういう方がいるかということになりますと、組織図的にはそうしたすみ分けはありません。役員という形で上部組織で各事業を見ておっていただくという形となっております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 簡単に具体的に言えば、例えば思索の森の責任者は誰かとか、役員は誰かとか、センタープラザはどうなんだと、そういったそれぞれの施設またその業務となっているわけですから、そのいわゆる責任役員というのは存在しないというふうに今お聞きしたわけですが、そういう受けとめ方でよかったですか、どうですか、お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） それぞれの役員がその受け持ちの中の業務分掌の中に例えば思索の森担当というような形での盛り込み方はされていないというふうに思っています。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 全部で13人も役員がいてセンタープラザの担当者は誰だといっても、それはわからないと。思索の森は誰かと、それもわからないと。わかっているのは3つの施設ですよ。町民会館と図書館とプールについては、これは条例が存在するし、それぞれの運営があるわけですからわかっているのですが、ほかのものはこれはもう附属品みたいな扱いですから、役員が誰だろうが何だろうが職員もわかってないと、そういう状態なんだなというふうに今思うわけでございますが。いわゆる選考委員の中の利用者代表委員というのは、資料をいただきましたのでわかりましたので話を続きにいきたいと思いますが、どの業務にどれだけの経費をかけるか。16億でしたか、その何パーセント必要なんだ、どの業務に何パーセント必要なんだということは、これはもう出ているような気がしておりますので、業務別の必要経費の比率についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） これは業務別という部分がいろいろとあるわけでありまして、先ほど議案関係資料の中に7つの業務というような形で出させていただいたわけでありましてけれども、会計報告上では先ほどの7つの業務ごとの区分というのができませんでした。事業報告書から積算をいたしますと、人件費と事務管理費を除いた経費の3館の内訳とさせていただきますと、町民会館が42.9%、図書館が23.7%、図書館8.7%、残りの24.7%になるわけですが人事管理費と事務管理費という形の割合比率という試算でございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 失礼いたしました。ちょっと割合の部分で再度訂正させていただきます。あくまでも人件費と事務管理費を除いた経費の3館の内訳ということで、町民会館が42.9、図書館が23.7、プールが8.7ということでございます。残りの24.7%につきましては人事管理費と事務管理費という割合を出していただくとそういうことでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今までこれをお聞きしてるのはなぜかといいますと、先ほど一番最初に言いましたこの管理運営業務評価シートなんていうものは、これは一体何のためにやっているのかということですよね。実際にこの業務ごとの予算配当もしてないと。業務ごとの役員もつけてない。ということは、この管理運営なんとかシートというのはただこの時期に評価するための評価シートだと、そういうことになるのではないかなというふうに私は思いますね。そういうふうにこの資料をつくるためにつくる資料というのが存在するのだろう。だから、こういうことになって実際は、これは施設ごとにきちんと管理運営をしているのだから施設ごとの管理運営というのが重きであって、評価シートには施設ごとのことは一つも出てこないですよ。そうですね。ですから、施設ごとに管理運営されているのにあのような評価シートをつくるというところのこの矛盾がよく見てとれるなというふうに私は思うんですよ。今ありましたように、この3つの大きな施設についてはそれぞれの何パーセントという数字まで出てきますが、残りの思索の森とセンタープラザと屋外施設についてはどのぐらいお金をかけるのだとか、誰が管理するんだとか、この業務計画とか、そういうものさえちっとも見えてこないのですが、その点について詳しくお願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 3館ある中で思索の森等の管理運営はどうなっているかということでございますけれども、思索の森につきましての経費的なものについては町民会館の経費の中で見させていただいております。そうしたことが明確になってないという表記の部分はあるかと思い恐縮に思いますけれども、現状はそういう形になっております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 少なくともこの指定管理の中では7つの施設という形で施設報告をされて、これについて業務をしますよというふうに書いてあるわけですので、それが思索の森やセンタープラザやその他が全部町民会館の中に入ってますよでは、これはおかしい話かなと思うものですから、その辺のところもきちんと少なくとも名目上は予算立てしてないとおかしい話だなと。名目上はちゃんと管理責任者というところは役員がいなくておかしい話だなと私は思っているわけですね。その部分がもう少しきちんとされるように指定管理者についてしていただきたいというのが願いでございます。そうすれば最初に出ました評価シートというものが読みやすくなってきます。今の段階ではあの評価シートを読んで一体何が見えるかって、何も見えてこない。その部分が一番まずいところかなと思いますので、その辺のところをきちんと次回からはやっていただきたいと私は思います。その辺のところの扱いをきちんとやってほしいなと思っております。

もう一つは、これは一般質問の中でも話をしましたが図書館です。これは一般質問の中で言いましたように、図書館というのはこれからどんどんどんどん進化をしていきます。今は進化の途中です。確かに幸田の図書館ができた当時はすばらしい最先端をいていたような図書館だと思うのですが、今はまさにデジタル図書です。電子ブックの時代に入ってきた。そういうものに対応していくためには相当のエネルギーと時間がかかりますので、そういった意味で一遍この図書館については直営に一度戻して、10年ぐらいかけてもう一遍きちんとした図書館にして、それでまたこの指定管理に戻すというようなダイナミックさが必要ではないかというふうに私は思うのですが、その点について再度お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 評価シートの件につきましては、そうした評価制度というのが出始めたのは近年になってからということでございまして、そうした面で今回は研修も行きながら他市町のものも参考にし、作成をオリジナルのものをつくらせていただいた。もう少し施設ごとに対応するような形ができれば、なおよくわかっていただけるものだというふうにも思うわけでありまして。そうしたシートにつきましては、また研究はさせていただく必要があるというふうに思っています。

それから、図書館につきまして指定管理の公の施設に指定をしてあるということについて、今からの図書館需要といいますか住民ニーズに対応するために一度直営に戻してという御意見でございましてけれども、図書館が直面する問題についてはまさにおっしゃるとおりだというふうに思います。それに指定管理の制度を始めましてから10年が経過をする中で培ったノウハウというのもでき上がってきておりまして、新たにそうすることで直営に戻すかどうかということについてはいささか難しい部分があると思います。そうした新たな提起、問題につきましては私どもの教育委員会と協議をして、そうした予算にしても対応についても話し合いをしながら対応ができたというふうに思っています。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 前にもお話ししましたが安城も今度新しい図書館をつくってきますし、岡崎も立派な図書館をつくりました。恐らく蒲郡がそのうちつくるのではないかとと思うのですが、わかりませんが。いろいろな形で図書館というもののそのものが変わっていく時代に入っていますので、そうした場合、幸田町が指定管理制度の中でやっていけばいいのだろうというのはもうそんなに長続きしない話かなと。高いお金を出して立派な本をたくさん買い込むよりも、それはやっぱりネット環境を整えていい本をどんどんどんどん町内で読めるようにしてやると。まさに200万冊幸田町の図書館は読めるんだよというようなところまで持っていったほうが、これはコスト的にもそのほうがすごいのではないかと思うものですから、そういった意味ではやっぱりある方向を出していかないとこのままでよしというふうに考えていくと、それは今はいいんですけども今後次の世代の図書館の利用者に対してはそっぽを向かれる部分がないかなということを思っておりますので、ぜひこれを真剣に考えていただきたいと私は思っております。よろしくお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 図書館のあり方につきまして、委員の御意見を参考にさせていただきたいと思います。といいますのは、デジタル図書というのがそれぞれの端末携帯だとかパソコンから読まれるということから図書館の本というものの感覚が変わってきた時代でありますので、いわゆる利用者数という意味でも影響もあるし、では、そうした形をどういう形で図書館の利用・活用に変えていくかということは必要なことであると思いますし、先ほど申しました指定管理者とあわせて考えることがいいのかどうかもあると思うのですが、図書館自体のあり方についてはさらにまた研究をさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の指定管理でありますけれども、図書館も含めた形の中でハピネス・ヒル・幸田という施設を指定管理の指定にすることです。以前にも、前のときにも言いましたけれども、この図書館につきましては、やはり指定管理にはなじまないということで外すべきではないかということです。そのときの答弁では、図書館もハピネス・ヒル・幸田の一部であると、全体の管理をしていくために外すことはできないと、こういって5年間を過ごしたわけですが、しかしながら、県内の中で小牧市の図書館が蔦屋図書館になるということで大きな問題になって、それが白紙になったわけですが、やはり図書館は直営で行うべきものではないかというふうに思うわけですが。そうした点で、今教育部長のほうからも若干疑問点も投げかけられました。そういう中で現在幸田町の図書館、これはハピネス・ヒル・幸田の中におきまして建物は3館あります。この3館の中で営業収益を上げているのが町民会館とプールであります。しかしながら、図書館は、これは営業収益を上げない施設、ということから考えてもやはり直営に戻すべきではないかというふうに思うわけですが、そうした矛盾点についてどうお考えなのか伺いたいと思います。

また、今回指定管理料が5年間の指定管理料を16億2,500万円という、これは債務負担行為の中で上げられているわけですが、今回のこの指定管理料は若干の上乗せということをやられたわけですが、こうした若干の上乗せはどれぐらい上乗せということで検討をされ、そしてそれが幾らになるのかお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 図書館と指定管理者制度ということで、図書館は県内にもあるわけですが、そうした中でも指定管理制度を使った図書館があるかということでは、東郷町が東郷町中央公民館と東郷町町立図書館というこの2つの施設を指定管理、平成25年度から私どもとよく似た形で採用をされているということですが、今言いました3館がそろった状況というのは県下の中でも幸田町しかないということですのでございます。公の施設を管理するということを考えますと、図書館法に基づ

く図書館の運営というものとは別に公の施設の管理を代行させるということにおいては、この3館と一緒に指定管理者制度に乗せていこうということで当初スタートをした部分があり、既に10年が経過をした中でいろいろな専門的な知識も加えていただいて、現実の問題としてこれを直営に戻して私ども職員が司書の資格を取り、配置をして運営をしていくということにつきましてもやはり難しい面もあるのかなということを思い、指定管理者制度から図書館を外すというのは少し難しいというふうに考えています。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 答弁漏れで済みません。16億2,500万円の債務負担、前期が16億でございましたので2,500万であります。上乗せという金額的な意味ではそうした金額でございます。そして、またどうした内容を盛り込んでという御質問かとは思いますが、いろいろな項目があります。歳入で伸ばすことができるものがあるか、歳出で改めて組みかえることによって削減ができるものがあるか等々をざっくりと考えたという形での総額という形で今回お示しをさせていただいて、詳しく全部を積み上げたということではございません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 図書館の館長になられている、便宜上館長ですかね、館長さんは退職をされた先生がなっておいででありますよね。ですから、本来でいえば図書館は司書の資格を持った方が館長となつてということでありまして、その先生が持っているかどうかはよくわかりませんが、しかしながら、やはり専門職の配置というのは必要であります。そうした関係からすれば本来図書館は直営でなければならぬということではあります。残念ながら図書館法の一部改正でこれは規制緩和されて、このような形の中で運営も許されることになったわけでありまして。そういうことにのっとって幸田町は指定管理という中で、指定管理は人件費の削減などをこういう手法でありますので図書館も一緒にやってしまったというわけでありまして、しかしながら、先ほどから言われているように今のニーズに合わせていく、また充実をさせていく、こういう点からすればどんどん前進がないということからすれば、直営に戻して住民サービスに努めるべきではないかというふうに思います。

それから、指定管理に対する経費の引き上げであります。前回から2,500万円を上乗せをしたよと言われました。しかしながら、前回どうであったかということでもありますよね。前回は16億にして、これではとても足りないということで補助をされてきた経過がありますよね。補助をされてきた経過がある中でもさらに比較をするとまだ少ないということではあります。それは引き続きまた補助という形の中でやられるのかということではあります。ハピネス・ヒル・幸田の運営に当たっては大変だと、とても足りないという中で削減に削減を重ねながらやってきているわけではあります。そうした点で言えば自主事業が行えないと、こういう状況の中に陥ってきたわけではありますので、そうした点でもやはり考えていかなければならないのではないかとこのように思うわけではあります。今、町民会館の状況を見てみますと、幸田町の町民会館の事業については県下の中でも大変いい事業を行っているということで評価もいただいている中で努力もされているわけではあります。しかしながら、消費税の増税や今景気が大変厳しい

状況の中でこうした文化事業に対する住民のニーズ、こうした文化的な講演も聞きたいと思いがなかなかそれが生活費等の厳しい状況の中でここまで回っていかないと。そうした中で、講演やあるいは事業の入り方が7割しか入っていないと、こういう状況が見受けられるということで大変営業も苦慮されているわけであります。そうした状況の中でやはり自主事業を取り込める、こういう必要経費というものも必要ではないかというふうに思いますけれども、この点については経費の引き上げということは考えなかったかということであります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まずは指定管理者制度の中での図書館との矛盾点というお話がございました。当初の指定管理者制度の制度が発足したときの状況については、非常に行政改革が進む中でいわゆる経費の削減をする。そうした中で集中改革プランだとか、定員の切り込みに入るようなこういう時代背景の中で、公の施設を民間事業者にかわりに代行していただくということの制度がスタートをしたところで、そのときには委託事業という形で公の施設を管理していたわけでありますが、それはだめだと。直営か指定管理者に必要があると認めればすることができると、この2つの方法でしかなかったという部分もあり、私どもとしては指定管理者制度の施設対象の施設を探り、現状までこうした形でできたわけであります。おっしゃる図書館の意義というのはわかるわけでありますが、公の施設の管理ということでハピネス・ヒル・幸田を一体施設、3館を一体のものとして維持管理をしてみたいということでございますので、今の時点でもとの直営にということにつきましては、いろいろな部分でかなり困難な部分があるかというふうに思っています。

それから、指定管理料につきましては、第1期、第2期と5年スパンできたわけでありますが、第2期のときに金額的にはかなり下げたという状況で、単年度でいくと2,800万円が少なくなったということの経過を承知はしております。そうした中で、交付金という形で1,000万円を手当てと申しますか事業に対して交付をしようという交付金、補助金ではございませんので交付金という形で出してきたという状況でございます。第3期についても、金額は来年度予算ということもありますのであれですが、引き続き交付金というものを含めて考えてまいりたいと思っています。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 図書館は直営は難しいと、今回もハピネス・ヒル・幸田を公の施設として指定管理にするということで難しいということでありますが、しかしながら、やはり図書館の充実を進めていくためにも本来は直営でやるべきだという主張をするものであります。

それから、この5年間の指定管理に要する経費の引き上げ、これは2,500万円上乘せをするということでありますが、年間でいえば500万であります。これが例えば今までも足りないという中で、相当5年間やってきて厳しいというのが出ております。また、1年間で1,000万円の交付金を出してもなかなか厳しいというのが聞かれてくる中で、やはり指定管理の経費をもう少し引き上げて自主事業にきちんと取り組める、そうした配慮が必要ではないかというふうに思うわけでありますが、この2,5

00万、1年間でいいますと500万円の引き上げというものについてはどのような試算がされ、そして2,500万を打ち出されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 直営にするということにつきましては、先ほど来申し上げてい
るとおりでございます。制度としましては、指定管理という部分は経費の削減であった
り、効率ということも求められてスタートした制度だというふうには承知しており、図
書館がそれに合致しないという部分についてもある意味では理解をするわけでありませ
が、私どもの今の幸田の3館の状況で考えますと、今図書館のみを指定管理制度から外
すということは難しいというふうに認識をしています。

それから2,500万、1年にすると500万ということでございますけれども、5
年間の債務を次の議案でお願いをしているわけでありまして、そうしたことで5
年というスパンでありますけれども、現状を見ましても非常に潤沢に予算があるわけ
ではございませんので、そうした中身を加味しましてそうした16億2,500万、対前
期2,500万増という形にさせていただいたところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要求資料を出していただきましたが、この中でハピネス・ヒルの
指定管理者選定委員会という形で7名の名前が載っております。そして、その次のペー
ジ、いわゆる2ページになりますが、ここに委員長成瀬敦と。町の公共施設の関係につ
いての諮問を受けて答申が載っております。この答申というのは、要はこういう内容で
諮問を受けましたよということを羅列して最後に審査選定結果は丸だよと。指定管理者
として管理代行をさせるに適當であるよと。これは何の経過もあらへんやん。この7名
のうち4名が言ってみれば身内ですよ。副町長を筆頭に副委員長が総務部長、さらに
教育部長、生涯学習課長という形で結局内々で固めて、あと利用者代表が3名だよと。
何でこういう選定になるのか。少なくとも文化の伝導というふうに言われる町民会館、
図書館、さらにスポーツにかかわっては健康の町を象徴する町民プールという点でいけ
ば、内々で過半数を固める。なぜそういう選択肢なのか。少なくともここには学識経験
者、利用者代表3名がそれぞれ施設から1名ずつ選ばれて3名ということですが、なぜ
学識経験者の参入がなかったのか。あなた方は一歩控えて見るべきだと。そういう点で
副町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回の選定委員会につきましては、11月11日に行ったもので
あります。御指摘のとおり私が委員長、それから内部の管理職の教育部長、生涯学習課

長、そのほかに今お話がありましたように利用者代表ということで町民会館、町民プール、図書館、それぞれよく御利用いただいてる方から委員として選考させていただいたという経過がございます。知識経験といいますか、ある程度学識のある方という御指摘もございましたけれども、以上こういった3名の方々でも十分それなりに識見を持っておられるという観点で行ったものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうのを世間では手前みそというんだよな。手前みそだと。その結果出された内容は、指定管理者として管理代行をさせるに適當であると。こういうことだけなのか、当日ほかの指定管理についても諮問を受けて答申をされておりますが、ほかの関係はまたその機会に譲りますが、この一行一文でそれでよしとしたのか。7名の方がそれぞれ知恵を出してその方向性とか、こういう問題があるじゃないかと、そういう点については議論の対象になりましたかどうか。その経過が全然わかってないわけですね、私どもには。私どもには結局由らしむべし知らしむべからずと。要は、私たちは7人の委員でやりましたよと、結果はこうですよと。中身なしと。こういうことですが、中身は何ですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 11月11日に指定管理者選定委員会を行い、同日答申、諮問という形で及んできたところで、審査選定結果が一文であるということの御指摘であります。この内容をもう少し付記をすべきだったというふうに思っています。会議の委員の中の当日の意見といたしましては、それぞれ町民会館、プール、図書館についてどうだということではいろいろな意見があったわけでありすけれども、まず町民会館についての稼働率は全国的な規模でいくとどのような状況であるとか、ホールのシート破れについての御指摘があったり、地震対策に対しての御質問。それから、プールとか事務の関係ではトレーニング機が最新ではない、ふぐあいがあると危険であるのかというような安全管理の問題についての御指摘。それから、図書館につきましては、自主グループが非常に活動が盛んになってきている、こうした取り組みについてもさらに拡大をしてほしい、あるいは地震対策と同じように書架や本の転倒防止、それから夏休みの子どもたちの利用が多いスペースの問題等々の御意見をいただき、この改善も含めてそれから現在のそれぞれの3施設についての御意見をそれぞれからいただいたところでありますが、そうした部分をいかにこうした内容に反映させていくかということは大変恐縮に思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたの今の話を聞くと、委員の立場であると同時に教育部長という立場で物を言われる。使い分けが言ってみれば、私はあなたは賢い人だからうまくごまかされたなと思うわけです。ここは諮問を受けた委員会が皆さんの議論を踏まえて町長に答申をしましたよと、こういう内容なんです。あなたが今言われた。そこで町長に答弁を求めますが、こういう答申を受けて、町長自身は何を思って今後どういう形で対応されるのか。言ってみれば、11月11日付で答申が出された。そして、12月の議会に指定管理者の指定をする。同時に来年度から始まる第3期の関係も債務負担

行為、これは後ほど一般会計の補正予算の中で質疑をします。こういう経過を踏まえて町長に出された答申に対して、あなたはどのような対応をするのかと。これは単なるセレモニーではないですよ。やっておかないとまずいので諮問をしたと、内容はできできだよと。たとえできできであろうと、諮問に対して答申がされた。答申の内容は具体的にされていないわけだね、言葉で言われた。それに対して町長自身はその答申を受けてどう対応をするのか。今後についてはどうお考えなのか、説明、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政の大体そういう一つの形として諮問して答申というようなパターンが非常に多いわけでありませうけれども、私はやっぱりこのメンバーでしっかり内容は審査されて私のほうに答申されたというふうに思っております。それを真摯に受けとめて新たな施策を行っていくということが通常の今の行政のパターンでありますので、そのようにしっかり受けとめてやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、あなたが真摯に受けとめて今後に対応すると、そんなことはわかってるわけなんだ。ですから、要はこの答申を受けて、あなたは真摯に受けとめるのが当然ですよ。諮問機関ですからね。それに対してあなたは出てきた内容について真摯に受けとめるなんて、こんなものは糠に釘だ。議論にならへん。少なくとも受けて1カ月近くになるわけですよ。そして、議案も出された。どう対応するのかということが求められているわけですよ。そういう点で町長の答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この内容につきましては、詳細につきましても担当所管からも聞いておりますし、その内容を十分精査しながら予算反映をしていくという形での、最終的予算査定はまだ終わっておりませんけれども、予算にどういうふうに反映していくかということにつきましては、最終的にまた決めさせていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは結果の問題であって、結果をこそっといつの間にか道を変えられたなというふうに思うわけですが。あなたが諮問したのは、町の公共施設で管理を行う指定管理者の選定についてはどうなのかということを諮問されて、その諮問に答えてこの委員会は指定管理者として管理代行させるにふさわしいよと、適当だよということです。だから、それを予算に反映するかどうかは後ほどの議案の債務負担行為の中でしっかりやるつもりで予定しております。余り前足をかくと私はぼろが出るものですから、前足はかかないようにという形でいくと、要はこの内容が何だったのか。副町長にしましても、教育部長にしましても、基本的には由らしむべしと。よってらっしゃい、よってらっしゃいといってね、よって知らしむ。何も知らせてない、要はよったというアリバイづくりをしたよと。そのアリバイづくりの内容が答申として出されたなら、その答申に対してあなた方はどう答えていくのかということが求められてきてる。これをずっとやっても堂々めぐりになるような感じなので、資料として出されております。町民会館の3施設、3つのホールの稼働率。これは結構高いですよ、ほかの市町に比べてね。高いけれどもまだ不満たらたらだという手合いが前の席に見える。どう

なのかといったら、こんなことばかりやってないで貸し館でやれ、貸し館で。貸し館で利益が上がるではないかといって一生懸命むち打って、そんな自主事業で金食い虫でやるなというのがある。そういう中で高压に負けて貸し館が中心になって、すぐ近くの市のその会館はどうなのかと。さっぱりさびれちゃってるわけだな。職員もやる気なし。ただ単に事務屋としているだけだ。そうしたときに幸田町は、自主事業はほかの館に比べたら随分頑張ってる。だから、それをきちんと見てやらないといけない。そろばん勘定で文化の問題や芸術の問題を弾き出せるものではない。そうしたときにあなた方自身が、こうした施設は金食い虫だというふうに考えておられるのか。金食い虫だから貸し館でしっかり稼げよというスタンスなのか、文化と芸術は金を食うものだと、それが町民の知識や文化の水準を高めていく。そのために必要な予算はどれだけかという点からいけば、それだけのポリシーがなかったら、これだけの施設を維持管理して今日までね、ほかの市町からいけば幸田の文化水準というのは非常に高い。その高いというものは、特に町民会館の中の仕様の問題。特に言われるのは、音響がほかの市町に比べれば数段高いと、ハイレベルだと。大ホールは1,008人しか収容できないけれども、興行的にはマイナスになるけれども、あそこの施設を使えば、さくらホールを使えば、出演をされる人たちの心ゆくまでのことができますよという施設。そういうときに貸し館でやれよと、金もうけしろよと。こんな発想でやっていったら文化は死にます。したがって、あなた方自身はこういう施設を貸し館にするのか、それとも自主事業を足がかりにして町民の中にどれだけ文化と芸術の芽を膨らませていくかと。こういう点で指定管理者として文化振興協会が適当であるという、そういう認識で結論を導き出されたというふうには私は思えない。思えないけれどもそういう結論ですわ。引き続き適当であるというのなら、そういうスタンスで物事を見られたのか。そういうスタンスでこの7人の委員の皆さんが議論をされた結果として、適当であるというものを導き出されたのかどうか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 選考委員会に私も委員としております。いわゆる自主事業についての興行内容によれば黒字になるものも、それから赤字になるものもある。それから、そうしたことがいわゆる幸田町の文化の水準を維持するためにお金をかけることのこうした内容意義について委員の中の今回の選考委員会の中の御発言の中にはなかったようには思っています。そうした意味での定義といいますか、プレゼンテーションの中では自主事業についても当然触れてきたわけでありましてけれども、具体的なそうした御意見等をいただいたという経過はございませんでした。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、これはあと文化にかかわる予算はどれだけかというのは債務負担行為の中に包含されるかなというふうに思うけれども、ちょこっとやってあとは譲りたいと思うけれども。要は、先ほど申し上げたように、一般会計の予算は毎年毎年若干の変動はあるけれども、その中に占める文化、芸術の予算比率は幾らが適切なのかと、適切だというのは余り表現がいい表現ではないですけれども知恵がないものだからそういう表現しかできないけれども、どれだけの比率というものを考えておられ

るのか。全国的な一つはデータがあるけれども、その市町によってその水準というのは変わってきます。変わってくるからその比率は変わりますけれども、どこら辺を目指しておられるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回通告をいただきまして、そうした文化庁のインターネットなどをずっと調べておりましたが、そうした芸術、文化だけに特化したそうした各自治体の予算が幾らなのかというランキングなどもあるのかというふうには思い調べたわけでありましたが、残念ながら見つけることができませんでした。それ以外に申しますと、やはり一般会計に占めます教育費という形になるわけでありすけれども、26年度の決算で普通会計ベースで教育費というもので比較をいたしますと、26年決算幸田町の教育費は15.6%というパーセンテージになります。愛知県内の平均で申しますと10.9、お隣の岡崎が11.9、蒲郡が10.2、西尾が11.8と、こうした比較しかできなかったということで、近隣と比べますとほぼ同等かというふうには数字的には思っています。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） せっかく答弁をいただいたわけですが、余りまぜ返しをしていただとやぶの中に入っていくというふうに思う。要は、ここにあるように文化と芸術というところに的を絞れば、幸田でいけば言ってみれば町民会館ですよ。町民会館にかかわる経費が一般会計の中にどれだけの割合で占めているのか。全国的なデータというのはなかなか取りにくい。取りにくいけど大体大ざっぱにそれぞれの市町村の一般会計、普通会計にしてしまうとごちゃまぜになるし、普通会計も各自治体によってその規模や数が全部違うと。だから、一般会計に占めるこの文化、芸術にかかわるのは3.5%、おおむねそのぐらいだということです。そういう視点からいけば、私どもの町の関係からいくと非常に低いということが言える。そこら辺の捉え方の問題が一つあります。

それから、時間もありませんから、そうしたもう一つは、文振協と幸田町が契約を結ぶ指定管理の契約の中に施設の工事にかかわるものについては、1件50万円以上は幸田町が負担しますよと。50万円以下は指定管理者が負担しろよと。まあ、それはそれでいいですわ、50万程度というね。しかし、上限がないわけだ。幾らでも50万円以下だったらどんどん工事をするということで決算の資料でも出ておりますけれども、19年度が件数でいくと108件の1,300万円余り、翌20年度が77件の1,073万円、21年度が108件の1,200万円、一つ飛んで23年度が110件で1,100万円ということです。こういうことをやっていくというのは、施設がどんどんどんどん古くなって18年を経過してくる。そうすると、言ってみれば文振協の財布の中がどんどんどんどん細くなっていく。そうしたときにどういう知恵が働くのかといたら、これをやれば30万円ぐらいで済むかもしれないけど押し上げていっちゃうから、もうちょっと古くなって50万円を待とうじゃないかと。こういう指定管理者も過去にはあったと。それはおかしいんですね。おかしいけれども、そういう首根っこをくっつと締めるような内容で今取り決めをされている。少なくとも私は1件50万円なら50万円でもいいでしょうと。しかし、年間500万円なら500万円という形で頭打

ちをして、適切で有効的な施設の管理をしていく。そういうスタンスはございませんか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 工事費の修繕の1件50万円ということで、26年度の実績で申させていただきますと66件の616万円という積算でございます。それで、過去もそうしたことで数字は金額をつかんでいるわけでありますけれども、やはりある一定以上の予算に圧迫が文振協自体の予算に修繕料がかさんでいくということになるのは当然問題がありますので、ある程度のこの目安を本当は設けたいというのは思うところで、現実の問題といたしますと、文振協の負担が平均すると883万円というようなこういった数字もあるということは承知をしております。ですから、そうした計上の問題ということになりますので、そこはすぱっと決めるというのではなくて相談をしながら次期協定の中にでも、ある程度弾力運用ができるような形の文言でも加えさせていただいて実運用が図ればというふうに今のところ考えているところであります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） アッパーは外すべきだと。だから、そういう点でいけば、今はアッパーなしなんです。青天井だから今あなたが言われたように、1件50万を私はよしとします。よしとしたにしても、やっぱり一つはその上限というものは500万ないしあるいは600万が限界かなというふうに思うわけですが、そうしたときにどう活用するかといったら町長は絶対に嫌だといって力んじやったけれども、埋蔵金があるよな。埋蔵金は今はだんだんだんだん減らしております。その埋蔵金を使おうと思ったら町と相協議してという形になっております。そうした点も含めて、別にこれを空にしろということを行っているのではない。そういう埋蔵金の関係も含めた形の中で施設が適切に管理されていくような、そういうシステムを私は考えていただきたい。

○議長（浅井武光君） 質問者に申し上げます。発言時間が残り1分であります。よろしくお願いします。

教育部長。

○教育部長（小野浩史君） そうした修繕の積み重ねが圧迫をし、いわゆる基金に及んで基金をおろしていくという状況にはつながらないかという御指摘でございます。第2期といいますか、第2期の折にはこうした基金の繰り入れはなかったわけですが、現実には24年と26年には1,200万、1,300万という形で、やはり先ほど自主事業等のことも含め、それから光熱水費の問題等もあり取り崩しもしているのが現状でございますので、修繕の大きなものはやっぱり私どものほうが主体となってやるというのは当然だと思っています。また、先ほども申しましたけれども、お互いがお互いのお金を持っているわけですので、ある程度の決めというのにも必要であろうと思いますので、うまく進むような形でのまた取り決めも考えてまいりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第75号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第76号議案の質疑を行います。

10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 議案関係資料36ページの4、5を見てお尋ねをします。

施設利用状況と収支ということですが、最初に高齢者生きがいセンターの1階の休憩室の利用が減少し、2階の利用が増加していると。これはどのような関係でこういう数字が出てきたのかということと、それから2つ目が平成25年、26年と収支の表を見ると赤字になっておりますが、これらをどのように改善していくのか見通し等があれば回答をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま御質問の件でございます。2件ございました。

1件目は、議案関係資料36ページの中の施設利用状況におきましての1階の休憩室の利用状況が平成25年度1,716名が平成26年度には477名と大幅に減少すると、こういうふうな御質問かと思えます。1階休憩室の利用につきましては、平成25年までは会員さんの特に草刈り班と剪定班がミーティングに利用しているということで1,000件を超える利用があったということでございます。26年度からは、草刈り班が2階の研修室、剪定班が同じく2階の会議室へ場所を変更してミーティングをすることとしたために1階の休憩室の利用が減少したものでございます。反対に2階の研修室それから会議室はふえてると、こういうことでございます。なお、全体の施設利用といたしましては陶芸室を除きますと、休憩室、会議室、研修室においては、25年から26年にかけて77人の利用増となっているのが現状でございますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

次に、平成25年、26年の連続赤字の解消策ということでの御質問かというふうに思えます。これにつきましても議案関係資料の36ページの中に指定管理者の収支状況における当期経常収支差引増減額が2年連続のマイナスと、こういうことで御質問があったかというふうに思えます。シルバー人材センターにおきましては、平成24年3月から社団法人から公益社団法人に移行したことによりまして、公益法人認定法14条で、公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を補う額を超える収入を得てはならないという定めになります。いわゆる収支相償ということで、利益を出さない経理運営をしなければならないということになっております。そこでシルバー人材センターといたしまして、単年度の収支を限りなくゼロに近づけると、そういう収支運営をしているところでございまして、決算時に若干の差異が出たということで御指摘のような赤字になったということでございます。今後におきましても同様に経営運営がされますので、若干の収支でのプラスまたはマイナスというのが出るかと思えますけれども、プラスにつきましては次年度へ繰り越しをいたします。それから、マイナスの場合につきましては、公益社団法人になる以前に保有しておりました正味財産のほうから一時補填をするというような対策で運営をするということでございます。いずれにいたしましても、収支におきまして大きなマイナスまたはプラスを出さないというような適正な運営管理を行っていただくということで今後経営を進めるということでございますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） お願いをします。最初は、先ほどの75号議案と同じように評価シートのことについてお聞きしますが、この生涯学習課と福祉課がなぜ同じ書式の評価シートを使ったかという先ほどの私の問に関しては、教育委員会のほうは独自のものをつくったというふうに言われますが、福祉課としても独自のものであったかどうかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 評価シートの件でございます。教育部局につきましては独自ということで御回答があったと思いますが、福祉課におきましては担当が福祉課になりますけれども、特に評価するに当たりその様式については、教育のほうから資料提供をいただきましてつくらせていただいたというような経過でございます。これにつきましては、同時期に指定管理を行うという点では町の一定の方針としてこの業務をさせていただいております。また、幸田町の公の施設に係る指定管理者の手続に関する条例、施行規則等に基づいての業務でございますので、当然ながら一定の手順を含めまして同様な形になったというふうに御理解いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） まさにひな形というのがございまして、それを教育委員会がつくったと。それを福祉課のほうで借用したという形だと思っておりますから、だから評価の観点が全て一緒ですよ。中身まで全て一緒だと。そういうところにこの評価シートの信憑性というか信頼性というのですか、その存在意義がないなというふうに私は理解しております。同じことをまたお聞きしますが、ここでもやはり基礎的な業務と基本的な業務というふうな仕分けで評価シートを見ているわけですが、福祉課の言う基礎的な業務と基本的な業務の仕分けについてはどんなふうな見地でしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほどのシートによる評価点のことでございますが、同じようなシートを使いました。ただ、収入のところについてはやはり団体の性格がございしますので、項目として20項目の中に1項目違った項目になってございます。点数的には結果同じ点数になったようでございますけれども、中身についてはそれぞれ違うというふうに御理解いただければと思います。

引き続き、基本的な業務の範囲ということの御質問でございます。指定管理者候補者候補要項の中でお示しをしているわけですが、基本的な業務の範囲というのは、指定管理者が行う業務の範囲として示した24項目が募集要項の中にございます。その24項目の中で基本的な柱になるものとして基本的な業務の範囲として評価シートのところに表記をし、福祉産業建設委員会のほうの資料としてお示ししたというような経過でございます。今回、管理運営評価シートにおける評価の大項目として基礎的な業務に関することという項目が一つ入っております。この基礎的な業務に関することにつきましては、先ほど24項目に及ぶ指定管理者が行う業務の範囲を適正に遂行するための指定管理者としての基礎的なベースになるということですので、姿勢ですとか取り組み状況を評価するという項目でございますので、委員会のほうでお示しをしました基本的な業務

の範囲と、それから評価シートで言う基礎的な業務に関することというのは一致をしていないということでございますので、そのように御理解いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさに先ほども言いましたが、評価のための評価ともね、評価シートがあるからやってるというような感じでございます。我々には5年に1度しかこの評価シートというのはお目にかかることができないかと思うわけですが、ですからもっと丁寧に親切にわかるような評価方法を独自なものとしてつくっていただきたいと。借りものではなくてそれぞれが独自なものとしてつくるべきであろうというふうに私は思いますので、その辺の考え方についても今後のことですがお聞きします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 評価シートの独自作成という御意見でございます。中身につきましては御指摘をいただいておりますので、次回というんですか今後こういうケースがありましたら再度見直しながら行っていきたいというふうに思っておりますが、今回につきましては同じようなシートを使うことによって公平に適正に住民の方も理解いただけるというような観点で作成させていただきましたので、この点を反省をしながら次回につなげていきたいと、このように思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） よろしく願いをします。

次に、やはりこの5つの業務に13人の役員さんがいて、9人の職員がいると、こういう形の組織でございますが、役員それぞれの役員の業務分掌と担当職員というものの構成についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） シルバー人材センターの定款では、理事3名以上、13名以内、それから幹事2名以内と規定されております。現行の会長、副会長、常務理事を含めまして13名の理事と幹事2名が就任をしているところでございます。理事、役員は定款で定められた業務遂行のために、総会事項の決定ですとか規約等の審議、業務執行の決定等を審議するため総会及び月1回の理事会に出席をいただいているということでございます。会長、副会長は会を代表して必要な会議等に出席をするところでございます。また、職員につきましては、常務理事が兼務する職員1名を含めまして9名が従事しております。職員は常務理事であります事務局長1名、事務局次長1名、事務職員3名、就業開拓推進職員として1名、作業指導員3名、計9名ということでございます。うち事務職員以外6名につきましては、嘱託または非常勤職員となっているのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） やはり、幸田町の指定管理者に選定されるためには選定委員会にかかる必要があると思いますが、この選定委員会の構成メンバーについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 選定委員会の委員構成でございます。これにつきましては、選定要項に基づきまして構成をさせていただいているところでございます。委員長につ

きましては要項で定められておりまして副町長、副委員長につきましては総務部長が要項で定められております。それから、委員としては所管する部課長ということで健康福祉部長とそれから健康福祉部次長であります福祉課長が行政委員として入ってございます。それから、一般委員として利用者代表として社会福祉協議会の会長、それから委員長が認める委員として高齢者代表として老人クラブの会長、それから有識者代表といたしまして民生児童委員会の会長に就任していただいて計7名という構成でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これもまた前と同じような質問ですが、どの業務の経費を何パーセント必要かという業務別の必要経費の比率について伺います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 指定管理として委託料を歳出しているわけですが、これにつきましては高齢者生きがいセンターの管理費とそれから高齢者ふれあいプラザの管理費に分けて支出をしております。したがって、この施設の管理ということでもありますので事業別というふうにはなかなか難しいわけですが、生きがいセンターのほうの中では管理職員給料手当が44.1%、それから施設の維持、補修、セキュリティ管理等で51.8%、消耗品費等で事務費が3.9%、光熱水費、清掃費等で12.9%となっております。また、高齢者ふれあいプラザのほうでございますけれども、管理人の配当分として31.4%、施設の維持、補修、セキュリティ等の管理が30.9%、消耗品費等の事務費が12.3%、それから光熱水費、清掃費等が12.7%となっております。このパーセントのベースになっておりますのが、生きがいセンターとしては管理費が16年度決算で476万9,000円、それからふれあいプラザのほうの管理委託費が293万3,000円となっておりますので、そのような数字で報告させていただきます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 最後ですが、議案関係資料の35ページによりますと、シルバー人材センターの業務内容の②に書いてあることですが、額田郡幸田町の公の施設の指定管理業務という表現がされております。でも、シルバー人材センターの業務内容に幸田町の公の施設の指定管理業務という表現があるのですが、シルバー人材センターが指定管理業務を行っているという解釈でしょうか。お願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） シルバー人材センターが指定管理を受けまして、公の施設であります高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザを管理するという内容だということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この表現を読みますと、これはシルバー人材センターの事業内容ですよね。事業内容の2番目に指定管理業務を入れている。これは表現としておかしいのではないかというふうに私は思うのですが、この表現は正しいと思われるかどうかについて再度お願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 本来、指定管理をする団体の内容としてこちらのほうに記載をさせていただいている関係でこのような今回1番で組織的に提供する事業、2番目に公の施設の指定管理業務という形で載せさせていただいております。本来、前提として指定管理者の内容についての資料提示でございますので、その辺の内容の表示につきましては今後検討させていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 内容を検討する問題ではありませんので、要するにシルバー人材センターが町の公の施設の指定管理業務ができるかどうかという問題なんですよ。そういう権限を持っているようにこの文言では理解できますよね。理解の仕方が間違っていれば言ってください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） こちらの記載のところは、町といたしましては指定管理を受けて公の施設を管理する業務ということで記載をさせていただきますので、シルバー人材センターそのものが指定するというような意味合いでこの2番に載せているわけではございませんので、そのようなちょっと誤解を生むような表現でございましたら、この表現につきましては十分今後精査させていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これは、素直に正直に誰がどう読んでもシルバーが、これはわかるでしょ、感じをね。誰がどう読んだって、これはシルバー人材センターの業務内容の②なんですよ。②は何か、シルバー人材センターは町の公の施設の指定管理業務をやるんです、そう読めます。それ以外に読めません。ですから、これは間違っています。間違いを認めていただければ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） くり返しになるかと思いますが、指定管理を受けて行う業務ということでこのような表現をさせていただきました。くり返しますけれども、誤解を招くようでございましたら、この表記につきましては今後精査させていただきたいと、このように思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いや、別に誤解をしようと思ってやってるわけではないのですが、要するにここの表現が、これは議案として提案されている内容なんですよ。そうですね。それを今から精査させていただくのは、これはおかしい話ですから、ですよ。ここの部分の誤字の訂正は先日行いましたよね。3番だか4番が違っているから、4番と3番を入れかえますという訂正文はいただきました。中身はどうかと見ていたら、中身が全然訂正されないし、これはすごいことだなと自分では理解しているんですよ。額田郡幸田町の公の施設の指定管理業務は誰がやっているんだって、シルバー人材センターですよ。書いてありますよ。そうですね。これをどう読めばいいというのですか、そのところを。もう一遍ですね、くり返しますけれども。間違いは間違いとして認めるべきだと思っておりますが、お願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） くり返しになりますが、これにつきましては、町からの公の施設の指定管理を受けてやる業務ということで記載をさせていただいております。ただ、今議員が御指摘のとおり、幸田町というのと全ての幸田町の公の施設というふうに勘違いをされるということもあるかも知れませんので、この辺につきましては今後におきまして表記につきましては十分内容については精査をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 間違いは間違いと言ったほうが僕は正しいと思いますよ。額田郡幸田町の公の施設、たくさんありますよね。随分たくさんありますよ。その指定管理業務は誰がやるんですか。言ってください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） これは全てをとということではございません。業務の中に当然指定管理業務が入っているということで、幸田町から公の施設の管理を受けた場合に行う業務ということで記載をさせていただいた内容でございます。誤解を招くような表現があるとすれば、これにつきましては次回十分精査させていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） これは間違っていますので、やっぱり今おっしゃるように、部長が言うような丁寧な表現でここに書いて提出されるべきだと私は思っております。これは議案なんですよ。我々もこれをこれから審議していくわけですから。委員会もあるんですから。ですから、もう一度ここは丁寧に書き直して、差し戻すべきだと私は思っておりますが、次回直しますでは済まない問題だと思うのですが。議会なんです、ここは。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 訂正につきましては、内容について十分検討させていただきまして、訂正が必要ということでございましたら内容についてはそのような処置をとらせていただきますが、くり返しますけれども、そういう内容ではございませんのでひとつよろしく願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） ここでこれだけ時間をとるとは思わなかったですけども、やっぱり間違っていると思うんですよ、この表現そのものがね。間違っていると私は思っております。だから、あなたも精査させていただきますというふうに言ってるわけですから。その間違った表現のまま、そのままこれは議案として審議されて可決されていくという方向では、これはあってはならないことだと私は思うので、ここの表現についてはもう一度差しかえて再提出をしていただくということはできないものではないでしょうか、お聞きします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 中根議員の再三にわたる質問でありますけれども、内容は十分承知されてるというふうに思っております。この場は一つこのシルバーを入れておけば別に何も問題はなかったというふうに思います。そのような解釈をしていただくというこ

とで、もしどうしても修正しろということであるならば、議案関係資料でございますので議案と違います。委員会のところで修正をかけるなり何なりを調整させていただきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） はい、ぜひ、やっぱりこのところはきちんとしておいていただかないと、いいかげんな状態で今回この評価シートから始まって、この指定管理者に対してはとても失礼な表現だなと私は思っております。やっぱり、指定管理者の方は本当に真剣にこの業務をやっているものですから、それをこのよそから借りてきた評価シートを使って出しましたとか、読み方によっては違うかもしれませんでは、それはおかしい話ですからきちんとしていただきたいと約束をしていただいて終わりたいと思いますので、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御指摘の件につきましては、委員会等で十分委員の皆さん方に協議をしていただきたいというふうに思っております。

なお、評価シートにつきましては型をお借りしましたが、内容については十分調整しながら内部で検討させていただいた資料でございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 委員会のほうでこのまま審議せよというふうに今聞き取れましたけれども、訂正しての話ですよ。確認します。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 訂正の方向で進めさせていただきたいと、このように思います。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが昼食のために休憩といたします。午後は 1 時から会議を開きます。よろしくお願いします。

休憩 午前 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほど中根議員から御質問の中で報告した数字に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

高齢者ふれあいプラザの管理費についてでございます。管理人の配分金でございますが、31.4%と御報告いたしましたけれども44.1%が正しい数字でございます。44.1%、施設の修繕費30.9%、消耗品費12.3%、光熱費12.7%については訂正がございません。訂正しておわび申し上げます。

○議長（浅井武光君） 次に、13 番、丸山千代子君の質疑を許します。

13 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 指定管理する2つの施設でありますけれども、シルバー人材センター、高齢者生きがいセンター並びに高齢者ふれあいプラザであります。高齢者ふれあいプラザはそもそも介護保険が始まる前に建てられた施設でありまして、高齢者のための施設ということで、それから運営がされております。なぜこんなことを申しますかといいますと、平成29年4月からは、介護保険の要支援の人たちがそちらの要支援外しということで、今までどおりの介護サービスが受けられないという中で総合事業のほうに移行をする、そういうことになるわけでありまして、そうした中で、やはりこのそもそもの目的でつくられた高齢者ふれあいプラザ、これもやはり充実をさせていく必要があるというふうに思うわけでありまして、そのためにもこの施設の充実を目指すべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、また、同時に高齢者生きがいセンターにつきましても、団塊の世代が多くなっていく中で高齢者が多くなっていく。そういう中で、やはり会員の増を図りながら、また同時に働く場の提供ということもやっていかなければならないわけでありまして、ともに2つの施設は充実をさせていかなければならないわけでありまして、そうした点での指定管理に対する経費等の見直し、引き上げということが必要ではなかろうかと思うわけでありまして、その点について検討されてきたかどうかお聞きをするわけでありまして、前回と比較をしてどのような結果になったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員に御指摘をいただきましたシルバー人材センター、高齢者生きがいセンターとふれあいプラザの件でございますけれども、シルバー人材センターとしての果たす役割としての事業につきましても、国庫補助金、町補助金、会費及び会員からの事務費収入となつてございます。指定管理料につきましても、指定管理をするための費用ということで支給をしてるということでございますので、特にシルバー人材センター、またそれぞれに目的を持った施設の利用活性化につきましても、人材センターの事業のところでも取り組みいただきたいと思いますし、事務局のほうとしても現在もいろいろな形で活性化に向けて事業展開をされてるということを聞いております。

もう一つの御質問のところですが、指定管理料についての検討でございます。今回で3期目になるわけでございます。毎年それぞれの毎期事業については見直しをさせていただいたところでございますけれども、今回の平成28年から平成32年までの事業費委託料につきましてもでございますけれども、平成23年から平成27年の前期の総額に比べまして1年度でいきますと27万円のプラス、5期をトータルいたしますと135万円の増額という形で今回債務負担のほうもかけさせていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高齢者ふれあいプラザにつきましても利用者数も上がってきているわけでありまして、何分ここが指定管理につきましても管理人の分が44.1%という中で、ほぼ半分は人件費という中で管理をされている状況であります。しかしながら、行けば利用ができるというものであつて、充実をさせていくための費用負担といいます

か、指定管理にかかわるものが含まれていないということが言えるのではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした点で、今回が年間でいえば27万円の増額だと言われるわけでありますが、それは何を見込んでの増額経費の見直しにあったのか、その算定に当たっての経費の見直しの考え方の基準というものがどのように反映をされたのか伺いたいと思います。

また、先ほども申しましたように、両施設の充実、これをしていくためにはやはり人の配置というものが不可欠ではなかろうかというふうに思うわけであります。利用者数もふえてくる中で、そうした取り組みをあわせた形の中で指定管理の見直しをしなかったのかということではありますが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ふれあいプラザの利用拡大ということでございます。現実にその話を聞きますとかなりの方に利用していただいて、場合によっては会場の取り合いというようなことも聞いている実態でございます。そういう意味では、管理の中で十分活用していただくように運営がされているんだというふうに理解をしているところでございます。事業費の拡大につきましては、特段これをしたからということではございませんけれども、諸経費の拡大、またそれから消費税の問題等も含めましてシルバー人材センターのほうより次年度の計画とそれぞれ協議をした結果、今回増額をさせていただいたというものでございます。特に聞きますと、カラオケ等の機材につきましては充実に既になっているということでございますので、利用しやすい施設として配慮がされているということでございますので、今後につきましては利用される方の御希望を聞きながらよりよい使いやすいような施設を目指していけばと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第76号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第77号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いをします。岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用についての話であります。最初に相談、医療、支援の3センターのうち支援センターの過去の利用実績割についての問題ですが、めばえの家と若葉学園ですか、その利用実績について人数と割合がわかりましたらお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在運営しております岡崎市のめばえの家、若葉学園についての利用状況の御質問でございます。心身の発達に心配のある0歳から3歳以下の子どもさんを対象にいたしましためばえの家につきましては、年間の延べ利用でございますが、平成25年度は5,454人のうち幸田町は706人で、比率でいきますと12.9%になります。また、平成26年度は7,523人に対しまして幸田町の利用が1,327人で18.2%となります。それから、また発達におくれや心配のある3歳から就学前の子どもを集団生活を通して成長を支援する施設であります若葉学園につきましては、年間延べ利用者は平成25年度は7,501人のうち幸田町828人で利用率が1

1.0%。

○議長（浅井武光君） 答弁を求めます。

○健康福祉部長（大澤 正君） 失礼しました。申しわけございません。ちょっと数字が誤ってございました。先ほど言ったのはめばえの家ではなくて若葉学園ですので、もう一度言わせていただきます。

最初にめばえの家のほうでございますけれども、25年度が全体で7,501人のうち幸田町が828人で11.0%。めばえの家のほうの平成26年が8,283人のうち幸田町が1,635人、19.70%になります。次に、若葉学園でございますけれども、平成25年が5,454人に対しまして幸田町の利用が706人で12.9%。平成26年の若葉学園でございますが、7,523人に対しまして幸田町の利用が1,372人、18.20%となっております。間違えまして申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町からかなりの人が行っているという実態がわかりました。幸田町民が利用する場合、岡崎市民とは違うというもしそういう制限があるかないか。よく岡崎の施設は市内とよそから来たのではいろいろ差をつけているようなそういった施設があるものですから、そういう制限があるかないか。利用料及び手数料の減免についてもそういった岡崎とは違うという制限があるのかどうか、平等性が保障されるかという部分についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在利用している施設において、利用手数料等についての岡崎市民の方との差がないかと、こういう御質問でございますが、現在のところ岡崎と幸田町ということで使用料、手数料等に違いはございません。ただ、町単独で助成をしてくれるところもございますので、実際に通ってみえる方の窓口で払う分についての差はあるということは事実でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 何かと岡崎はいろいろな難癖をつけながら幸田町民の利用を減らしていこうというようなもし傾向があるとしたらいけないものですから、今後いわゆる情報交換会というんですか、そのような形で年に何回ぐらい相手方といつも話し合える場を持つようになっているのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 定期的にという観点でございますと現在のところまでございませんでしたが、今回こども発達センターを建設するという関係でいきますと頻繁に会議を今調整をしてる最中ございまして、平成26年、昨年6月以降でいきますと12回にわたる会議を持たせていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町民が向こうへ行って嫌な思いをしないように、ちゃんとウェルカムな状態で向こうの施設が使えるというのがいい形かと思っておりますので、そのような町と向こうの市との関係についてはいつもそういったもののコミュニケーションを図っていただきたいと思います。ありがとうございます。

平成４６年３月までという２０年近い期間の話ですので、その間にもっと近場に類似した施設ができて、幸田町民のもしこども発達センターの利用が少なくなっていくと、そうしたときの経費負担の見直しとかそういうのはどんな感じになるのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） こども発達センター、児童発達支援センターの建設につきましては、愛知県の西三河の南部東障害保健福祉圏域において計画が持たれているところでございます。その点でいきますと、この圏域につきましては岡崎と幸田を圏域としたものでございますけれども、新たな計画というものは持ってございませんので、この計画の期間中に新たな同様な施設が少なくとも公で建つということはないであろうというふうに思っております。ただ、仮にほかの施設が整備された場合に利用者がそちらに流れるということも想定はされますけれども、現在のところ負担金につきましては建設部分と運営部分に分かれておりますけれども、建設部分につきましてはＰＦＩ事業について整備されるものの支払いに当たるため、利用者が増減したとしても変更はないと、このように考えております。ただ、運営が開始されますと、運営費につきましては、これは利用者に基づいて案分がされますので、この利用増減によりまして岡崎市と幸田町の負担が変わってくるというのは随時見直していくと、このようなことになる状況でございます。

○議長（浅井武光君） ８番、中根君。

○８番（中根久治君） これで幸田町の負担が発生していくわけですが、幸田町の負担金は会計処理上どういう形になっていくのか。どこへ納めて、どのような決算がなされて、どのような監査がなされるかという部分についてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今度新しく建設予定のあります岡崎市こども発達センターの負担の件でございますが、岡崎市こども発達センターにつきましては岡崎市の施設であり、建設整備それから運営費も含めまして岡崎市が支出をするものでございます。幸田町につきましては、そのうちの負担金についてはその財源の一部に相当するものを支出するということでございますので、岡崎市の会計に振り込み、岡崎市の会計として処理がなされると、このように理解しております。したがって、納付先は岡崎市ということになりまして岡崎市の会計になりますので、決算、監査につきましても岡崎市が実施すると、このように理解をしております。

○議長（浅井武光君） ８番、中根君。

○８番（中根久治君） 岡崎市の会計に入るというふうに今お聞きしました。この発達センターの中には直営の部分もございますし、それからそうでない部分もありますよね。例えば岡崎ウェルフェアサポート株式会社というようなところに負担金が流れていくのか、または岡崎市福祉事業団というところに流れていくのか。直接これは幸田町の負担金はいつも岡崎市の会計のほうに常にいくのだということなのか、行き先が違うのか、または今言ったような会社や団体と幸田町はどのようにかかわっていくのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御指摘いただきましたウェルフェアサポートでございますけれども、こちらのほうはPFI事業によりまして建設を行い、開所した後は受付等の業務を指定管理として受けるという事業所でございます。御指摘をいただきました岡崎市の福祉事業団ですとか、あと岡崎パブリックサービスでありますとか、いろいろな業者が指定管理として入ってくるわけでございますけれども、あくまでもそれにかかる費用につきましては岡崎市が各事業所に支出をするということでございまして、その運営費を幸田町が岡崎市に負担をするということになります。建設費につきましては先ほどいいましたような形で既に確定をするということでもありますので、その建設費について15年ないしは増改築を含めると17年になりますけれども、岡崎市に負担金として支出をしていくと、このような形になるわけでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほども答弁ございましたが、この施設ができれば少なくとも平成46年3月までは、これと類似した施設は公にはつくらないと。簡単に言えば、幸田町内にそのような施設もつくれないと、こういうことになるかと思うのですが、そういう確認でよかったかどうかお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現計画でありますとこども発達センターが1カ所、それから今では青い鳥学園ですけれども、ここは重度障害者の方を受け入れてくれる施設ということで、圏域の中で2つのこのような施設があるのが計画でございます。したがって、幸田町にかかわらず岡崎、幸田のその圏域の中で新たなこのような施設というのは計画がないと、このように御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） こども発達センターの場所ですよ。幸田町から考えてみればかなり遠いんですよ、遠いところですよ。私の家からこの間ちょっと計算をしてみましたら、17.3キロありますね。車で40分かかります、家から。私は中心部に住んでおりますけれども、それでも40分かかるんですね。そういうところへ毎日40分かけて送っていくんですよ、親が。先ほど言われた若葉学園に相当するものはそこへ行くんですよ。年間1,300人ですか、延べね。また迎えにいくんですよ。40分掛ける4、我が家で考えてみれば。それだけの時間をかけて行く場所なんです。それが平成46年までは岡崎でしかない、幸田町にはつくれない、幸田町もつくらない、そういう施設になるということが今問題ではないかなと思っているんですよ。療育を必要とする子どもたちを町内の施設ではなくて町外にどうしてそこまで40分もかけさせて、家からいえばの話ですが連れていくんだと。なぜ町内の子どもは町内で療育しないんだと。しようとしんないのかという部分が、私は、今から20年間にかかって大きな問題だなというふうに私は思います。行政としてやっぱり自分の町の子どもたちは自分の町の中で、親の近くでやっぱり療育してやろうと、そういうふうに努めるのがこれは僕は行政の大事な仕事かなと思うんですよ。それを今から平成46年まではここにこういうものができますから、そこにお金を払って子どもたちは片道40分かけて行くんですよ。そうい

うことをずっと続けますよということで幸田町の福祉の姿勢としてそれでいいのかどうかという部分を考えてことございますか。まず、そこまでお聞きします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 場所を幸田町内という御提案でございます。場所について岡崎市のところまで行くということで、距離が遠いというような御意見を利用者の方からも伺っております。その点でいけば、若葉のほうになりますが送迎バスの用意をするというような形で対応していくという対策も練りながら、少しでもそのようなデメリットについては解消していきたいと思います。ただ、やはりこの施設につきましては、医療系も含めました総合的な施設でございます。医者配置ですとか、看護師を含めましてそれぞれのスタッフを幸田町でそろえるというのは現実難しいところもあります。そういう意味では、そういうコスト面も含めましてメリットを十分に生かして利用していただければいいのではないかと、このように考えている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 確かに今度できる施設は、今までもそうだと思いますが、本当にちゃんと整ったところだなと自分でも思います。でも、幸田町の町民として考えれば、やっぱり幸田町の行政の立場で考えれば、幸田町の子どもを幸田町でちゃんとしてやろうと、そういう気持ちがあれば、これは今から20年間そういう状態が続くわけですよ。ですから、今はできないにしても何年後には幸田町にそういう施設をつくってやるぞと、そういう気持ちがないのかなと。そういう計画というのはもうやめちゃったのかと、その部分です。そこをお聞きしているわけですので、今回のこのことはとてもいい計画だなと思うし、現場のロケーションもいいところですから私もよく知っている場所ですけども、いいのですが、でも幸田町の子がなぜそこまで行くのかということ考えたときに、町の行政の立場からしてそれでいいのかと。もっと自分たちの町の子どもを自分たちで面倒みようじゃないかと、そういう計画があればまたそれが望みとしてある。いつかこういうものが幸田町内にできるよとあるのですが、46年まではこれで何もありませんと、もう夢も希望もなくなってしまったという部分がすごくありますよね。我が家からは40分ですから、それよりもはるかに遠いところから親は子どもを連れていくんですよ。それが1日に朝行って、帰ってきて、また晩方に行って、帰ってくるんですよ。4回です。そういう状態を続けさせていいということを我々は今認めようとしてるわけですから、やっぱり町の中にもそういう計画を私たちも持ちたいというような、そういった決意なり希望なり計画なりをお示ししていただければ夢がつながるのではないかと思いますのですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 単一自治体の中で全ての施設を整えて、その区域の中で区域の方に使っていただくというのが一番ベストな内容かもしれませんが、ただ、これは圏域という大きな流れもございます。それから、コスト面もございます。人員配置もございます。そういう意味でいきますと、今は大きな圏域の中での考えとしてこの施設の運用ということを考えている次第でございます。したがって、現在のところ幸田に同等の施設を誘致するという考えはございませんし、計画にしましても広域の中

での検討がされる状況であれば一つ候補地として幸田が手を挙げるということも可能だとは思いますが、現計画においても第三の施設というのは検討に入っておりませんので、当面この広域の中での施設ということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の中に住んでいる子どものことですので、これは幸田町で世話をしてやってほしいと。これは当たり前の話だと思っておりますので、そういった行政の姿勢をぜひ実現できる方向で考えていただきたいと思いますと思うんですよ。今、岡崎市に対して幸田町は何をしているかという、子どもが病気になったら岡崎市内の病院へ救急車で搬送しますよね。ごみも当然岡崎へ持っていくますよね。この間119番のあれも岡崎へ持ってきてまして、今度はこれも岡崎へもってきてまして、要するに幸田町内で将来つくるけど今はできないから岡崎に頼ると。でも、将来は絶対幸田町でつくるんだぞと。独立した町なんだと、そういう生きがいが見られればそれはとてもいいと思うのですが、そうでないのに何でもかんでもとにかく10分の1出せば岡崎が面倒をみってくれと、そういう姿勢では僕は幸田町民としてやっぱり行政のやることかなということを感じているんですよ。ですから、やはりこのことについてもまたこれからもそういう問題が起きてきますが、特にこのことについても、やはり将来は幸田町につくりますと、つくりたいと思っていると、そんなような言葉をぜひ町長の口から聞きたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） こども発達センターの件につきましては、岡崎市と幸田町でともに費用を負担し合いながら新たな施設をつくっていくということでございます。私が考えるに、この小さな4万足らずの町でこれだけの施設をつくるとなったら、とてもつくれる状態ではありません。お互いに広域連携というものをうまく活用しながら、その土地で費用を負担しながらそういういい施設、私どもに今あります授産施設、あれとは違った形の施設でございます。それは医者もいて、新たな本当に障害者の子どもたちを十分見ていただける、そういう施設をつくるにはやはり広域連携でやることによって我が幸田町にもメリットがある。岡崎さんについてもメリットがある。決して岡崎に、先ほど中根議員がおっしゃったように屈してるわけでも何でもないわけでございます、お互いに費用を負担しながら、消防にしてもそうです、ごみにしてもそうです。ああいう施設をその町その町で1つずつつくったら大変なことになるわけです、経費負担もですね。ですから、お互いに仲よくしながら岡崎とこの新しい施設をつくって運営して、幸田町からは比率からいきますとかなりの子どもたちが今行っているわけでございます。今の現状の施設でも多いと。そういうことでありますので、バスも迎えにきてくれるという、幸田まで来てくれるという、そういうことでございますので御理解いただきたいというふうに思っておりますので、今後におきましても幸田単独でできるというのはまず私も考えないので、岡崎と一緒にともに広域でやっていきたいということを思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それは、この46年までそういうふうになるかもしれませんが、や

はり幸田町の努力によって町内の子どもは町内だと、その部分の基本的な姿勢を絶対に守ってほしいなと思っておりますので、そういった夢を持ちながらやっぱり幸田町民は一生懸命働いて町税を納めているわけだと思いますから、幸田町の子どもを幸田町内で見てもらえると、そういうふうな夢が出されないと今から20年だめですよではちょっと寂しいなと私は思っておりますので、どういう無理があるかもしれませんが、やっぱり幸田町のことは幸田町の人で考えて子どもの世話をするんだよというふうな姿勢をどこかで表現していただきたいというふうに願っております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 中根議員のことにつきましては十分承りましておきます。特に、新たな社会福祉法人が私どもに参りまして、民間でそういう施設をつくるようなことがあれば、それはそれとしてまた新たな方策を考えないといけないというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この議案書の中に経費の負担というのがありますが、それは岡崎市長が幸田町長と協議して定めるというようになっております。そこでこの債務負担でも出ているわけでありますが、その前に11月4日に開かれました福祉産業建設委員会、この協議会の中で幸田町と岡崎市の負担割合、これについてこれから協議ということであつたわけでありまして、そのときに出された金額あるいは負担割合というのが幸田町が19.8%、岡崎市が80.2%ということでありました。しかしながら、何とか15%ぐらいで協議をしていきたいという幸田町としての考え方が出されたわけでございますけれども、今回のこの議案を提出するに当たって両市町の負担割合の協議、これについてどのようになったのかお答えいただきたいというふうに思います。そのときに出された金額が3億8,500万というような金額も出されておりました。そのときには、これは厚労省の社会福祉施設の補助要項に基づいて算出したんだよと、こういうことがあつたわけでありまして、もろもろのことを経てその後協議はどのようになったのかお尋ねするものであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） こども発達センターの建設費等々の負担の協議での御質問かと思えます。協議につきましてでございますが、もともとでございますと平成22年の4月に岡崎市で福祉の村の基本構想が立ち上がりまして、それ以降こども発達センターという基本策定委員会を岡崎市で設置されたのが平成24年の5月でございます。8月には幸田町もその策定委員会の中にオブザーバーと参加をいたしまして、建設に向けての協議がスタートしたというような形でございます。平成26年度中には事前の会議、報告等も経まして、26年以降12回に及ぶ調整会議、要望等の会議を岡崎市と進めてきたものでございます。その中で負担割合についての話がされまして、さっき議員から御報告がありました数字でございますが、現在のところ今回債務負担として出させてい

ただきました数字の割合でございますけれども、建設費にかかる負担割合として岡崎市が84.58%、幸田町が15.42%という形で決着というのですか、最終的には覚書を交わすわけでございますが、この数字で今回の債務負担については数字を出させていたのだというところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この建設費負担にかかわって経費の負担につきましては、均等割、それから建設費割、それから人口割ということでこの負担割合を8%、それから42%、50%という中で100%の総事業費ということになるわけでありますが、今言われたのは、この均等割、建設費割、人口割をもとに出して、なおかつ幸田町の利用割合、こういうものをもろもろ換算して15.42%になったよということでありますかね。それと、やはり全体としては人口割等でいったら、やっぱり非常に高いのではないかということも考えられるわけであります。本来でいえば10分の1というような中で、やっぱりこれは均等割なおかつ人口割というような形の中で負担割合として考えていくほうがいいのではないかなというふうに思いますが、ここに生かされているのは、今まで幸田町の子どもたちが利用をしてきた人数割合がこれに生かされているように感じられるわけでありますけれども、その点については今までの利用をしてきたことで負担をしなければならないということで岡崎市に押し切られた形になったのか。この点について15.42%の割合というものについて算出した内容について詳しく説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 負担割合の配分の件ということでございます。議員が言われますように、全体建設費のうちの8%に当たる部分が均等割、それから42%に当たるのが建設費割、それから50%に当たるのが人口割という形で費用の案分のスタートをしたわけでございます。均等割につきましては、8%の部分を岡崎市と幸田町で対等で負担するということですので、これが50、50ということになりますと全体費用の中で4%ごとの対応になります。建設費につきましては、先ほどもお話がありましたように、厚生労働省の社会福祉施設等施設整備国庫補助金交付要綱に基づく仮想の建設費補助金の案分を出したものでございますが、これが岡崎市が84%、幸田町が16%になりますので、42%のうちのその配分でありますから、建設費割においては岡崎市が35.28%、幸田町が6.72%という配分になるわけでございます。人口割が50%でございますが、これは平成26年4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口案分でございますので、そのときの案分が岡崎が90.6%、幸田町が9.4%になりますので、全体としては岡崎市が45.3%、幸田町が4.7%になります。それぞれの数字を足したものが15.42%が幸田町分になるという計算になります。議員の御質問にありました利用分についての影響という点につきましては、建設費相当については入っていないということです。人口割を基本に均等割、建設費割を加えたものでございます。

最初にお話がありました19.何%というような数字が一旦出ていたわけですがけれども、これについてはやはり利用案分として岡崎市としてはやはり19%、20%近いのを負担してほしいというのが岡崎市のスタートとしての数字でございますけれども、幸

田町は御指摘のとおり、やっぱり人口割に近いほうがいいのではないかという双方の話し合いの中で先ほどの配分をしながら、15.42というところにおさめるような形で協議をさせていただいたというのが経過でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基本的には、岡崎市も非常に広大な面積の中であの場所に1カ所ということからすれば、岡崎市の人口規模からいって利用割合というのは非常に1カ所に集中しているわけですので、遠いところからいえば不便になるわけですね。幸田町の町民よりも不便なところから通わなければならないというようなことからすれば、これは岡崎市の子どものたちの利用が少なかった一つの原因にもなるかというふうに考えられるわけでありまして。しかしながら、今度この施設が整備をされて、そしてこども発達センターとして位置づけをされ、そして利用者の増員も図る、こういうことからすれば岡崎市側の人数というのがふえてくる可能性というのは、これは明らかであります。そうしたときにこの幸田町の負担分、これはいろいろと建設費の経費負担の割合の中で出された15.42%という割合は余りにも高いのではないかということが考えられるわけでありまして。そうしたやはり幸田町にとってもう少し負担割合が本来の人口割合というようなものにならなかったのかということでありまして、その点についてはいかがかということでありまして。

それから、運営費につきましては、これから開所すれば毎年また運営費を支払わなければならないということから、これは運営費にも相当してくるのではないかなというふうにも思うわけでありまして。やはり、最初の協議の中でこの負担割合を飲んでしまえば、これからはこれがもとになってくるということが考えられるわけでありまして、その点についてももう少し粘れなかったのかということでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

次に、この施設建設につきましては、PFI方式による施設整備になるわけでありまして、資料も出していただきました。契約の相手方が岡崎ウェルフェアサポート株式会社ということで、酒部建設が建設企業になって、ほかのところと構成を組んでこれから整備を図っていくわけでありまして。そうした点で、幸田町にとっては岡崎市の言うがままの建設で参画をするという形になるわけでありまして、今までも岡崎市と幸田町が協議をしながら進めてきたにもかかわらず何ら幸田町の意見が通らないということがあったわけでありまして、またPFI方式を採用するに至っては内田市長が議会答弁をした中で決定をしてきたということでありまして、そうした点でいえば幸田町としての考え方は反映をされてこなかった、もう聞くしかないというような中で進められているわけでありまして、このPFI方式というのは果たしてこれから子どもの療育、発達、これを支援していく施設として十分にその成果を発揮できるのかということでありまして、その点についてPFI方式について幸田町として何らかの意見を言ってきた経過があるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

次に、3つ目でありまして、この利用が就学前までの利用であります。もともとこのこども発達センターを整備するに当たって、保護者懇談など話し合いの過程の中では18歳未満というようなことで整備をしていく、こういう保護者との意見交換の中

で出されてきたわけであります。そうした点でいえば、小学校、中学校のみならず就学前ということからすれば、突然義務教育になった途端ほうり出すというようなことにもなりかねないわけでありまして、必要な子どもについてはやはり対象年齢を引き上げながら支援をしていく、そのような施設にすべきではなかろうと思いますが、その点について再度岡崎市との協議の中で主張をしていく考え、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今後の負担の変動でございますけれども、建設費につきましては先ほど申し上げたとおり、P F I 事業で整備を進めるということで岡崎市の契約も済んでいるということでございますから、金額についての増減というのは基本的にはないということでございます。議員が御心配のとおり、利用が今後変動した場合それは変わるわけでございますけれども、これは運営費のほうに反映するわけでございます。岡崎市さんが今後利用がふえれば幸田町の負担割合が減るということでございますので、そういうような関係になるということでございます。ただ、建設費を含めまして人口割に近いというような御意見もいろいろな方面から聞いてはおりますけれども、岡崎市からいたせば岡崎市がつくるところを利用料だけで使うのか、また人口比だけでというような意見も市民の中にあつたようでございます。そういう面では双方の協議の中でこの15.42%というのを一応合意点として出させていただいたということでございます。P F I 方式にした場合の今後の運営について御心配をいただいているわけでございますけれども、P F I につきましては建物の建設についてが中心でございます。したがって、今後開所した場合につきましては、施設の管理の部分についてはP F I 事業者が引き続き行い、総合受付的なところはP F I 事業者にやっていただくわけでありまして、相談センターですとか医療線一につきましては、岡崎市民病院の病院部が対応したり、外郭団体が相談等を担当したりという形でありますので、今回のP F I にかかわった業者につきましては、先ほど言った建設部分と今後の維持管理のところ当てさせていただきますので、本来の発達センター支援というところでいきますと専門の部局が担当いたしますわけでありまして御心配はないかと、このように思っております。

また、利用に当たっては就学前と現在しておりますけれども18歳までにならないかと、こういう御意見でございます。いろいろな方面で御意見をいただいております、18歳ということの意見が出ているのは承知をしております。ただ、本来、今考えております施設につきましては、あくまでも就学前の乳幼児の児童を対象としたものでございます。就学に達した場合については、教育部局との連携をうまくとりながら就学を支援すると。先を言えば、高校入学支援ということもつながってくるわけでございます。そういう意味でいきますと、やはり18歳までというのがこの全体事業としての最終目標ではないかと思っております。現状の対応としては、医療センターにつきましては就学前ということになりますけれども、相談については18歳まで対応するということは岡崎市も言っておりますので、また条件とかいろいろな点につきましては今後実際に運営に入ったときに協議をしていくと、このように考えている状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） めばえの家と若葉学園、これは就学前の通所施設と療育支援であります。そうした点でいえば、この施設の今の考え方は就学前の子どもたちを対象にしたということであってつくられていく施設であります。そうした点からすれば、豊田市のこども発達センターと比較をすると非常に途中でほうり出すような施設になっているわけです。ですから、就学前の子どもたちが通所する施設としては確かにいいかもしれませんが、しかしながら医療やあと相談事業、この辺については、やはりこれは就学後も通って相談に乗る、あるいは診療をする、こういう発達支援を進めていく施設として整備をすべきではないかという親の願いになぜ応えられないのかということでもありますけれども、やはり幸田町としてもこれはこれからの岡崎市こども発達センターの子どもの利用について、これは議案として住民利用がこの中に出されてきておりますので、これもきちんと主張すべきだというふうに思うわけでもありますけれども、この辺について確約はとれたのか、とれなかったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 当該施設におきましては、障害児支援事業の給付を受けて運営をするところでもございますので、一定の制約があるということは御理解いただきたいと思います。ただ、御報告しましたように、相談業務、これにつきましては18歳までを対象として行うことができるということでもありますので、そういうふうな形で運営されるということは理解しておりますが、ただ、そのことについて最終確約をとったかという段階ではありませんので、この件につきましてはそういう御意見をいただきましたので、今後運営について確認をしながら確実なものにしていきたい、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 議案に出されておりますこの題目が「岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について」というものであります。これがこれからの基本になってくるわけでもありますので、この中で利用方法は岡崎市こども発達センター条例及びこれに基づく規則の規定によるというふうに定めてあるわけでもありますので、この中にうたっていないければ利用ができないというふうになってまいります。ですから、この辺をきちんと確約をとりながらやれるかということでもありますけれども、その点については、利用方法についてきちんと住民の意見というのが盛り込まれるその中身にすべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 住民の利用についてという表題で議案のほうは出させていただいております。これは、自治法上の関係でそのような表現を出させていただいております。住民のといっても全ての住民ではなくて、障害を持つ対象者ということで表記に理解していただきたいと思います。ただ、その利用運用につきましては、原則岡崎市の条例規則に基づいて行われますので、そこにうたわれない方については利用ができないというのが原則になります。そういう意味でいきますと、先ほど答弁いたしました18歳までの利用については、その中身についてまだ今後の運営についての協議についま

しては18年度中に行っていきたいと思っておりますので、確認をしながらより広く使っていただけるような形の施設になるように、町としても岡崎市と調整を図っていききたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 岡崎市も12月議会で条例化するということを聞いておりますけれども、その中で岡崎市が出される条例案それから規則、こういうものは幸田町として入手をされたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回岡崎市が出しております議案につきましては、幸田町とほとんど同じでございます。というのは、提出者が岡崎町長と幸田町長と違うぐらいな内容でございます。それについては双方で協議をして、同時期に12月に出すという話の中で進んできている内容でございます。ただ、規則、要項等につきましては、まだ岡崎市も検討に入っていないということでありますので、まだそのような案文につきましても手元にないということでございますので、そういう意味では今後岡崎市との調整を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 9月の議会のときもそうでしたし、町長がけつまくっちゃったけどね。だけど、今回の関係も基本的には一緒なんですわ。ただ、文章表現は9月の経験則をくんで、さらっと見えないように隠しちゃったという点では非常に知恵があった。そういうことは知恵がある。まあ、それはいいですわ。いいとは言わんよ、違うからまあという。まず、お聞きするのは、今回のこの議案に限ってもそうですが、後ほどまた指摘をしますけれども、あなた方自身に対岡崎市との関係でぼたんのかけ間違いがある。私はそう思っているし、じゃあ何がぼたんのかけ間違いかは後ほど指摘はしますけれども、あなた方自身が対岡崎との関係でぼたんのかけ間違いについてどういう認識を持っておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御質問のありましたぼたんのかけ違いということでございますが、私としてはちょっとその内容がわからないというところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そりゃあ、わかっていても違うとって言わないとまずいわな。まずいけれども先ほど町長がいみじくも答弁したんですよ。ぼたんのかけ間違いの基本的な感覚は、岡崎市がはったりとこけおどしでやって、幸田町がくしゃんとなると。それ

は何だといったら、町長自身が幸田町と岡崎がそれぞれ単独の施設をつくったらどうなるかと。幾ら町が負担するのか。幾ら岡崎市が負担するのか。そんな負担割合でこんなことやるのでは負けることわかってるじゃないの。じゃあ、何のために共同してやろうと。共同してやろうというのは一つの土俵の中でそれぞれの持ち分比例で話をしましうよということなんです。共同運用、共同の建設というのは。しかし、そういう共同の土俵ではなくて幸田町は幸田町の土俵でつくれよと、岡崎市は岡崎市の土俵でつくると。その負担の割合がどうだという形でね、そんなの理屈にならない。それがぼたんのかけ間違いだよと。そもそも幸田町が、私の記憶ですよ、それ以外にあったかどうかは私は知らない。しかし、そもそものぼたんのかけ間違いは、岡崎のいわゆるクリーンセンター。このときの建設費の割合を、岡崎市が幸田町で単独でつくったら幾らになるのかと。岡崎市はこれだけになると。そういうへ理屈の中で押し込められたんですよ。それがそもそもの始まり。そういう中で岡崎市は、幸田町はへぼだと。ちょっとおどして圧力をかけると、いわゆるこけおどして開き直れば幸田町はへなへなへなとなるということを学んだわけですよ。クリーンセンターの建設でね。それが今度は消防の共同指令だという形で、そのときは幸田町の債務負担の金額全てを岡崎市の一般会計に計上して処理しますよということですね。まないたのコイのごとくさんざんにやられた。それで、へ理屈、は理屈を言って、いまだにその明確なものはない。幸田町が負担をする2億7,772万円は、そのうちの2億2,000万円は幸田町の備品管理台帳でしますよと言っときながら何も出てこないじゃないか。そういうことで、議会をうそ八百並べて知らん顔してる。そういう教訓をくんだのが今回の債務負担、こども発達センターなんだ。幸田町が負担をする債務負担の金額をどうするのかということは一言も書いていない。質問の中で、いや岡崎市の一般会計に計上して決算と監査は岡崎がやりますよと。それは、9月のときに経験を積んで余り正直に書くとかばかを見ると書かれるから俺は嫌だと、こういう後ろ向きの教訓をくんだわけだ。そういう点からいけば、先ほど申し上げたとおり町長自身もそうだと。岡崎がへ理屈を並べ立てて、岡崎、幸田それぞれ施設をつくったらどれだけ負担するんだと。こういう土俵外の土俵で勝負をさせて、一つの土俵に上がったらおまえのところはこれだけ負担するのは当たり前ではないかと。こういうことですが、いわゆる共同で建設し運用する施設についての負担のあり方というのは、そういうへ理屈、は理屈、はったりがまかり通るようなことでいいのかなどなのか。これは町長に答弁していただかないと困るわけですよ。町長自身が、あなたが先ほど答弁したときに、それぞれの市町で施設をつくったらどうなるかという上で今回の関係が成り立っておりますよと、こういうことですから。それは、まさに岡崎の土俵に上げられたと。幸田町はもっと理論武装をしろということを私は申し上げてきた。町長はそんな必要はないと、私が全ての部門で指示してるよと。ばかなことを言ったらあかんですよ。それはいいです、余談だから。そういうことで、こういう関係で共同で建設をするものについてのそういう岡崎市のへ理屈の振り回しにあなた自身がそうだ、そうだとするのがいいのかなどなのか。一般の町民の皆さんが見たら何で岡崎のへ理屈に幸田町が屈服するんだと、尻尾を丸めて逃げてくるのかと、こういう感覚は結構あるんですよ。先ほど中根議員も言われたように、最近岡崎市との関係が極めて町民の中に不快感を呼び起こ

していると。こういう指摘ですよ。私も一緒だと思う。そういう点で町長いかがですか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 岡崎の不快感というのはよくわからないんですけれども、非常にいい関係でやってるなというふうに私は思っているところであります。先ほど中根議員がおっしゃったように、自前で全てできればそれにこしたことはない。実は、障害者のお母さんたちに聞いて、それから岡崎でそういう療育のいろいろなものがしっかりとされているのに、幸田町民が同じレベルの水準が味わえないというのは非常にそれは寂しい話だなと。ですから、先ほど申し上げたように土俵に打ち負けているように伊藤議員はおっしゃっているわけでありまして、岡崎さんに言うことは言いながら、幸田とお互いに同じレベルの療育もろもろが受けられる水準に達するような形で持っていきたいというのが今回の施設の建設であります。ですから、最初は、今は本当に先ほど中根議員がおっしゃったようにお子さんを今めばえとか何かに毎日送り迎えをやってる。そういうことがないように今度はバスで幸田まで来てもらって子どもたちと一緒に乗せていくと、お母さんもそれだけ楽になるだろうと。そういうことをいろいろなものを考えて今回行うわけでありまして、今まで岡崎とやってきたことが全ていけないというような感覚で伊藤議員はおっしゃるわけでありまして、そうではなくて、決して幸田がへりくだっているわけではなくて、幸田は岡崎に対して岡崎と一緒にいいところを利用させてもらうというか、お互いに町費だけで全部できないものはお互いに出し合って、同じレベルのものをやっていただこうと、そんな感じでおりますので、決して岡崎に対してへりくだって幸田がばか見てというような感覚ではおりませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはお説のとおりですよ。それでなければ、こんな議案が出てくるわけがないわけですからね。だから、それはおかしいですよという、そういう感覚がおかしいですよということを申し上げた。ですから、先ほどちょっと指摘がありましたけれども、11月4日に福祉産業建設委員協議会が開かれました。そのときに幸田町民の利用に係る事業協約指針についてという資料が出されております。その中で町長の言われるように、西三河南部東圏域に位置づけられた、いわゆる1市1町、これが仲間ですよ。こういう仲間の中で発達センターの建設をする。共同でやろうではないかということのあなた方の提案ですよ。だったら共同でやればいいんですよ。そうではなくて岡崎はそんな共同は後の話だと、とりあえず岡崎と幸田がそれぞれこんな単独の施設をつくったらどれだけ負担するんだという筋違いの話にあなた方がぴっと乗って、町長も議会でそれぞれの市町がやったらどうなるかと。そんなのわかり切った話ですよ。それを持ち込んで、さらにこの資料でいけば、11月4日の関係ですが、こども発達センター整備に係る経費負担区分、こういうものが出ております。そういう中で、建設負担は建設費と維持管理、運営費に区分をされますよと。そして、一つの大きな項目として建設整備に係る経費負担と。2つ目が維持管理、運営に係る経費負担ということですよ。後で申し上げた維持管理に係る経費負担は、それは利用者割ですよ。今、幸田町が比率からいくとちょっと高いかなという。しかし、これは未来永劫この比率ではない。岡崎

がどんとふえることだってあるだし、幸田町もこれからずっと減ってくることもある。それは経年の経過の中で、毎年毎年の経過の中で負担比率が変わってくるのは当たり前。これは運営していく中の問題ですよ。しかし、一番問題なのは建設整備に係る経費の負担として均等割、建設費割、人口割と。こういう中で建設費割がそれぞれやったらどんなになるかと、こういう負担で押し込められた。これは次の議案に幸田町がどれだけ負担するかという債務負担の金額が出ておりますから、その中でさらに詳しくは触れていきたいけれども、15分だもんな、ハッピネス・ヒルが待ってるもんでちょっと触れてきますけどもね。こういうやり方でやっていけば、そんなのからの大きいのが勝つのわかってるんですよ。中身はないけれども俺はウドの大木だと言え、それで押し切ってきてる。幸田町は、ああ、しょうがないな岡崎さんということと、もう一つは担当レベルだ。担当レベルでこの施設を使わせてもらおうと。よく聞いておいてくださいよ。幸田町の町民が応分の負担以上に負担をしておきながら、町民はこの施設を使わせてもらおう。何でそんなへりくだった認識と感覚があるのかと。それぞれの持ち分以上の比例を出して、幸田町は負担を出して、つくったら対等平等じゃない。対等平等であれば使わせてもらおうという一步へりくだった感覚は捨ててもらいたい。なもんで岡崎は一つでも押し込んでくれば、もっと一步でも二歩でもどンドンどンドン後退していくというね、際限のない幸田町の我が町は自立なりって、こういう感覚ですから岡崎市にとってはまさに御しやすいんです。ちょっと唾つけてびってやれば幸田町なんかすぐ行く、えらいなど。あとは岡崎市の言うとおりで。共同でやるんだからと言いながら土俵が違う中で負担して、さあ共同でやりましょうよと。つくった施設は使わせていただきますよと。そういう認識と感覚は担当のレベルではございませんか。いや、そんなことないと。応分以上の負担をし、運営管理については利用者の実態に合わせて負担をしていくということであれば、何も一步へりくだって使わせてもらおうという感覚はまさに一步へりくだった感覚ですが、そういう感覚が実際の現場の中にはございませんか。ございますか。どうでしょう。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいまのこの条文に対してのへりくだりというんですか、使わせてもらおうというような表現のことの御質問かと思えます。担当といたしましての考えですけれども、本来ここの施設につきまして地方自治法第242条の3の2という形で提案をさせていただいていることにつきましては、これは具体的にいいますと岡崎市内につくられた岡崎市の公共施設を使用する際に議会の承認を得るとというのが一つの条件でございます。したがって、本来的にいいますと今建設の整備というのはあくまでも岡崎市の施設を整備しているというのが担当としての考えでございます。ただ、それを同等な立場で利用するに對し議会の御承認をいただきますし、必要な負担もしていくと。その中で利用するに当たっては、岡崎市民、幸田町民がへりくだって利用するのではなくて対等の立場で使うための条件づけを今していると、このように担当としては考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何でそんな感覚になる。岡崎市につくられるその施設が岡崎の施設

だと。そうか。岡崎市が、ここでいけば用地は嫌だよと、応分の負担をしたら後で権利関係が生じて岡崎市の中に幸田町の財産があるということなので、こんなものはどうもならないから当然、これはどこの市町でも一緒ですよ。用地は岡崎が用意しましょう、負担もしましょうと。建設されたものについても応分の負担以上に建設費を幸田町が出しながら、岡崎市内につくられたから岡崎市の施設ですよと。そんな理屈が何でまかり通るのか、答弁してくださいよ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 当該行政区外に施設をつくる場合の条件としまして、今回2項という形ですので先ほど説明をさせていただいたとおりですが、1項につきましては幸田町が例えば岡崎市の中に幸田町の施設をつくると。その場合も自治法の中で定められたものでございます。今回はそういう施設ではなくて、あくまでも岡崎市の施設の建設が先行し、それを同等な立場で使うための条件づくりを現在行っている中での負担割合、そのようなものが発生してる、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 早いか遅いかという問題ではないですよ。これは権利の問題と負担の問題だ。負担と義務は双務的、こういうことですよね。裏腹の問題だよというときに、負担ありきでつくられたものがたまたま幸田町の行政区外だと。そこに幸田町も負担してつくった施設を幸田町の行政区外の施設だから幸田町の町民は使わせてもらおうと。それはへ理屈でしょ。使わせてもらおうというそういう経過も知らないのに住民から言えば、応分な負担をしたなら大手を振って使うのは当たり前だと。運営経費も運営の実態について幸田町の町民の利用の実態も含めてそれも応分の負担をしていると。だったら何でそんな肩身の狭い思いをしないとあかんの。そうでしょう。そういう感覚だから幸田町は町長を先頭にして御し易しと、おどせばすぐに屈服してお金持ちの幸田町はたくさん金出してくれると、負担をしてくれる。そういう議案でしょ。

○議長（浅井武光君） 質問者に申し上げます。発言時間が残り1分となりました。お願いいたします。

町長。

○町長（大須賀一誠君） こうして岡崎だとか蒲郡とか、こういう市町と広域連携でつくっているものについて、過去においては使わせていただくという形でありました。蒲郡の火葬場においても幸田町は建設のときに一銭も負担してなくて、ですから町の使用料が高かったわけであります。今回においては町も応分の負担をしてお互いに使っていくんだという方向です。それから、ごみの焼却のガス溶炉につきましても本当に幸田町とお互いに応分の負担をしながらやってきました。今までは一銭もつくるときには幸田町からお金は出してなかった、そういう状況です。今回のこのめばえ、これにつきましても全て今まで岡崎市さんがつくられて、幸田町は建設においては一銭も負担をしてない。そういう中で、それぞれの今後においては、幸田町も応分の負担をしながらともにへりくだることなく利用するようというので今回のことでもあります。ですから、岡崎が何か言ったら幸田町がすぐへこんでしまうということではなくて、お互いにいい関係でいきたいと。蒲郡さんにおいてもそうです。お互いに近隣との連携をよくして、その施

設をお互いにうまく使っていこうということでございますから、その辺は伊藤議員もひとつよろしくお考えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第77号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第78号議案の質疑を行います。

10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 債務負担行為として2点出しましたが、1点目については先ほどの77号議案で答弁がありましたので省略、2番目の件については維持管理費の関係をお尋ねしたかったのですが、これはちょっと私の書き間違いでしたので取り下げます。終わります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） この補正予算の中に幸田小学校の児童数の著しい増加に伴う整備についてということでありまして、11月13日開催の総務教育委員協議会の中で整備計画の概要が説明されております。平成28年度には新校舎等の増築工事が予定されております。児童の知・徳・体の調和のとれた人間形成を図る場として、教室の確保のみではなく敷地内環境の整備が求められるところであります。そこで、質問させていただきますが、移植工事は増築エリア内の全ての樹木が対象とされているのかどうかお尋ねをさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回補正をお願い申し上げますのは、次年度幸田小学校におきます増築工事に伴いまして、あらかじめ影響があると考えられます樹木の移植をさせていただき経費につきましてお願いをしているところでございます。校舎増築による影響が考えられる樹木の本数は全部で27本あるわけでありまして、そのうちの6本を移植をしたいという考えでお願いをしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 増築エリアにあります樹木につきましては卒業記念樹などがありまして、卒業生にとっては思い出のある樹木も多くあろうかと思いますが、エリア内で把握されています記念樹の種類だとか本数などがわかりましたら教えてください。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 記念樹あるいは卒業記念というようなこと等も含めまして、わかるものを拾わせていただきました。記念樹としてはヒトツバタゴが1本、ハナミズキが2本、ソテツが1株、ツバキが1本、しだれ桜1本が確認できましたが、そのほかのものについては名札等がなくなっているものもあって、学校とともに確認作業をいたしましたけれども判明しなかったという状況であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 調べていただきましたそれらの樹木につきましては、植栽の適期

だとか大径木ということの理由などによりまして移植できるものと移植できないものというのが存在しようかと思います。それらをどのように整備されているかお尋ねさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 先ほど対象が27本あるうちのということでお話をいたしました。まず、この対象木27本につきまして造園専門業者と一緒に現地調査をいたしまして一覧表に整理をしました。木の高さ、幹の周りの大きさ、それから樹種、それから位置などを記録をいたしまして、移植するかどうかを検討いたしました。今回補正予算でお願いをいたしますのは、移植をしても根づく確率が高いという樹木6本についての選定をしてまいったところでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） ただいまの関係では27本ということですが、それを調査して、それらについて移植できるかできないかということを検討したということですが、これらのうち本年度3月までの期間の中で、工事対応で移植する対象としてはどんなものがありますでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今年度の補正をお許しいただきましたら、植えかえの時期等も一応、水がないこの時期がいいことも含めまして、6本の樹木についての移植をさせていただく予定でございます。今年度は一応6本という予定を立てているところでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） それでは、残る27本あるうちの今回は6本ということですが、今年度はそれら6本ということですが、次年度そのような移植する対象樹木というのは存在するかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） その他の木につきましては、造園業者等と相談もいたしまして、移植をしても根づかないあるいは枯れる確率が高い木であるということから、次年度におきましては移植ということではなく撤去の方向で現在考えさせていただいているところでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 全て撤去ということは残念ではありますが、根づかない、枯れる確率も高いということになるとそんなに危険をおかしてまでということは思われるところでございます。しかしながら、学校におきましては先ほど申しましたように知・徳・体の調和のとれた人間形成を図る場ということでもございます。教室の確保のみではなくて敷地内の環境の整備につきましてもより一層の御配慮を賜りたいと思い、質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、5番、杉浦あきら君の質疑を許します。

5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 大体、今、伊與田議員の質問で大体出ておりますけれども、回答がなかった部分をちょっと一部つけ加えて質問させていただきます。

移植予定が6本ということですが、やっぱり木の移植というのは1本当たり単価が高いと思うんですが、幹の太さによってどれぐらいの金額がかかるものかちょっと教えていただきたいと思いますけど。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、この移植をさせていただく上で見積もりをとらせていただいた中で、今一番幹周りが太いのがマツであって12メートルの高さがあって、胴回りが1.88メートル、かなり太いマツがあるわけでありましたが、これで申しますと例えば見積もりでいけば46万円という状況でございます。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 最初準備委員会で出た話では、幹周りの太い木ですと1本300万とか、もっと太い3メートルを超すようなものと900万ぐらいするというような、そういうような話でしたけど、大分価格的には安くなっているのではないかと思います。

それと、先ほども出てましたけれども、あの周りは記念樹が多いということで、それで特に準備委員会の要望はそういう記念樹、それとか由緒ある大きな木、こういうものを移植してほしいという要望が出てるんですが、今、先ほどの回答では6本しかない。しかも金額が110万の予定ということは、大きな木はほとんど入ってないのではないかと思いますけど、その辺はいかなものですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 大きさでいいますと、先ほど申しましたマツが2本ありまして、これが一番大きな12メートルのものと、それからハナミズキ、これは高さが4メートルであります。それから、ヒトツバタゴも4メートルほどでございまして6本なんですが、特にこうした由緒がある、それから記念樹であるというような中からこの6本については選定をさせていただいたところでございます。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 確かに金額的には110万といいますと6本ないしは小さな木しか移植できないのではないかと思います。

それと、移植先ですが、特にまた狭いグラウンドの中に移植するとますますグラウンドが狭くなるという影響があるものですから、ほかのところないしは例えば大きな木を移植する予定でしたら別の場所、記念樹として残してもいいような別の場所も考えておられるのかどうか、その辺を御回答いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 移植先ですが、本当におっしゃっていただきましたように、幸田小学校の校庭の中でどこに移植しようかということにつきましては、学校側と一緒に回って選んだということでございますけれども、一応ハナミズキとソテツ、マツにつきましては東門の入った体育館よりのところ、こちらに移植を計画しておりまして、あとマツまたヒトツバタゴにつきましては、校舎の南側に講堂がありますがその講堂の東よりに移植をしたいというふうに考えています。そのほか幸田小学校創設時からあった樹

木もあるわけですが、それらの移植について他の場所へ移すことができるかどうか、こうしたこともあるわけでありまして、またした場合にしっかりと根づくかどうかということも含めて業者等に聞いたところ、今のところこの6本ということの対象の中から今回の補正でお願いをするという経緯でございます。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） とりあえず今の補正では6本ということでございますけれども、まだ今は建設準備委員会を行っておりますので、どうしてもそういう記念樹ないしは由緒ある木をどうしても移植してほしいという要望が出ましたら、また一度検討するような方向で考えていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） まず、選挙費についてお伺いをいたします。

選挙権の年齢が現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が平成28年6月19日に施行をされます。それに伴いまして、選挙関連システム改修委託費であります。9月議会の私の一般質問で、有権者数は9月1日現在で3万286人、18歳、19歳の新たな有権者数は住民基本台帳から抽出すると776人で、あわせて3万1,062人という答弁でございました。先日、本町の12月1日現在の有権者数は3万381人と発表されました。3カ月間で約100人の増でございます。当然この段階では18歳、19歳の有権者数は入っておりません。人口増に対し新たな有権者数はどれぐらいふえるとお考えかお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 9月1日現在で前回報告させていただきましたときは、議員が言われるとおり有権者数が3万286名、18歳、19歳の新たな有権者数は776名で、あわせて3万1,062名でございました。今回の12月2日の登録時点での有権者数は3万381名で95名増加しております。これは、転入者の増が主な理由であると考えております。しかし、18歳、19歳の住民基本台帳人口は残念ながら764名となり、12名減少してしまいました。この理由につきましては定かではございませんが、転入者につきましては区画整理地区などの世帯単位での転入者が多く、若者についてはそういった世帯での転入というのは余りないというようなこと。それから、この時期の若者の転入は少なくて転出が多かったのではないかというふうに推測をしております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 余り新しく18歳、19歳の有権者数はないというふうで、むしろ減ったぐらいでということでお答えをいただきました。しかし、これで年度末になりますと、新たな18歳、19歳の人たちの層が入ってくる可能性というのは私はあるのではないかなというふうに思っております。そして、また先ほどの9月議会の答弁の中でも私の質問は若い世代に投票率が低いことへの秘策はという質問に対しまして、いろ

いろな啓発や他市町を参考にして投票率が向上するよう努力するという、こういう答弁がございましたが、たった3カ月でございましたが具体的な施策があったかどうか、お考えがあったかどうかというのをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 前回の御質問でそういった答弁をさせていただきました。実際3カ月ではなかなかそこまでのことはできておりません。今回の選挙権年齢、こちらのほうが18歳以上への引き下げに対応しました投票率向上のための施策としましては、国、県、町がそれぞれでいろいろな施策を行っていくということになりますが、国の施策につきましては、高校生向けの教材を作成して全ての高校生に配付するだとか、あと女優を起用したポスターやリーフレットを作成するだとか、あと18歳からの選挙権につきましてのシンポジウムの開催、また2月までにワークショップや模擬選挙などを開催、それから政府広報としましてインターネットやラジオによるPRと、こういったことを国の施策として行ってまいるということでございます。また、県の施策といたしましては、FM放送へのPR、それから教員向けの研修会の開催、あと大学での講義やゼミを行うと、それから高校生や中学生への選挙の出前トークを行っていくというようなことを考えているということです。町の施策といたしましては、公共施設または学校、駅、店舗、こういったところへこういった選挙のポスター、こういったものを掲示してまいると。それから高校ですね、こういったところにもチラシを配付させていただく。それから、あとホームページ、フェイスブック、広報誌への掲載等を行っていくということで考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、本当に部長が言われましたように、国の施策も国としてもどうやったら新しい世代の投票率を上げるのかということをしっかり考えられてやっております。シンポジウム、ワークショップ、インターネットを使つての呼びかけ等も行っていく予定であるというふうに聞いております。県としてもさまざまな施策を今やっているとということも聞いておりまして、先日も高校生が模擬投票をやったということも新聞紙上で出てるわけでございます。町としては、今言われましたように広報だとかポスター、チラシ、ホームページ、それもやっていくということも言われました。では、今回のシステム改修で町の年齢別投票率というのは集計されるのでしょうか。9月の議会的时候には県の投票率のことで年齢別のことを答弁していただきましたが、このシステム改修というのはそこまでできる改修も含まれているのかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。年齢別の投票率がわからないと施策も講じれないかというふうに思いますので、この辺のことをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回のシステム改修につきましては、選挙権年齢を18歳以上に変更するものでございまして、選挙人名簿の作成から期日前投票における管理までの内容となっております。したがって、当日投票の集計はすることができません。全てデータをとることができれば、そういった詳細な分析も可能となる部分もあるとは思いますが、県などが抽出調査により発表する結果と本町の年齢別の投票率と大差はない

ものと考えているため、特別には実施することは考えておりません。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 県の抽出で大体の年齢層の投票率がわかる、それにあわせた町も同じではないかということでございます。期日前投票だけでもできれば年齢別の投票率がわかれば、私はこれは町としての参考になるのではないかなというふうに思います。毎回さまざまな選挙におきまして、必ず県の抽出のほうの年齢別の投票率を参考にされるということは聞いておりますが、やはり私は一度は町としても本町だけの年齢別の投票率というのはわかったほうが、これからの町としての施策には私は参考になる、有効なのではないかなというふうに思いますので、その辺の件は検討していただきたいというふうに思います。

それから、PRの件でございますが、先ほど部長がちらっと言われましたが、総務省のホームページでは2016年の6月19日に18歳となる女優の広瀬すずさんがメッセージを出しております。これは投票を呼びかけるようなメッセージでございますが、私たちの声を私たちの将来にと新たな有権者としてメッセージを出して、好評であるということもお伺いをしているところでございます。国、県の投票を促す施策ポスターなども私は国と県とは別に町としても独自の周知、またポスター等の作成を考えて、またこれを町内に張り出し公表するという、そういうのも私は一つの手ではないかなというふうに思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、期日前投票だけでも年齢別の投票率を集計できないかということでございますが、期日前投票においては集計が可能です。ただし、当日の投票とは傾向が変わってくるというものと考えております。過去のデータを見ましても、全国の年代別の投票率では、20歳代の若者というのは50歳代や60歳代の投票率の半分程度の投票率であるということでございます。そういったかなり低い結果が出ておりますが、期日前投票では投票率は大差ない結果、50代、60代の方と20代の方というのは大差ない結果となっているというのが実態でありまして、若者は期日前投票、こちらのほうにかなり来られているという傾向があるのかなということもありますので、それだけではちょっとなかなか判断がしづらいという部分があるということでございます。

また、あと町独自のポスター、こういったものをつくられてはということでございますが、国や県のような有名な女優さんを起用したポスターなどは経費の面から幸田町では考えてはおりません。国や県が作成するそういったポスター、チラシ、広報を十分に活用していきたいと考えております。なお、本町でも18歳以上に選挙権年齢が改正されたことや投票行動を促すため、選挙の周知をするためのチラシですね、こういったものを作成して全世帯に配付するということとしております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 期日前投票というのは、どちらかといったら若者が多いということで、当日の投票とは若干変わってくるのでということでございますが、できれば私は一回どこかの投票所でもやっぱり本町の動向ですね、それを調べていただきたい

というふうに思っているところでございます。

それから、周知でございますが、選挙のチラシを全世帯に配付をするということでございますので、これをぜひともやっていただきたいと思います。それから、町では2013年には小学校、中学校のほうでも明るい選挙啓発ポスター募集ということで募集されて、図書館のギャラリー等で公表したということも周知をしているところでございます。愛知県でもこれは選挙のときにやっているかというふうに思うのですが、ことしの11月ですね、選挙管理委員会が明るい選挙啓発ポスター作品の募集をされて、入選者を表彰されております。その中のポスターの中には「18歳になったら選挙に行くぞ」とか、「選挙に行こう、18歳からの決意」などと新たな若者への周知、啓発をしているものが多くありました。今回も町内では深溝小学校の6年生の女性が表彰されているところでございます。ぜひとも町内のこういう子どもたちが書いたポスターで私は呼びかけていていただきたい、啓発をしていていただきたいというふうに思うわけですが、この辺について再度お答えをお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、年齢別の一度町内の部分を期日前だけではなくて行ってみてはどうだということでございますが、そういったもの全てというのはなかなか難しいというところもありますので、抽出を行って例えばどこかの地区だけだとか、そういったことで一度調査ができるかどうか検討はしていきたいと思っております。あと、そういったポスター作品、そういったいい作品があるということでございますので、いろいろな啓発方法、そういったものも検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも検討をしていていただきたいというふうに思います。

この深溝小学校の6年生の方の表彰されたポスターもすばらしいポスターでございました。たくさん年齢別というのか、若い人たちが集まったとてもいい作品でございましたので、そういう人たちのポスターもぜひとも使っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、新たに有権者となる18歳、19歳、また20歳の人もその中に入るわけですが、投票所に行くのは初めてとなります。みんな緊張すると思います。今まで投票に行った人から、早口で話をされて意味がわからず聞き直したとか、投票所に入ったらにらまれた、要するに目と目が合ってしまったというなど等の声がありました。説明にも一つ一つ丁寧をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、小学校費でございます。小学校の管理一般事業であります。説明では、坂崎小学校の特別教室に平成28年度の入学児童対応をするための空調整備等工事費340万円ということでしたが、工事の詳細をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 若者が投票所に来られたときに丁寧にということでの御意見でございます。これまでも丁寧な対応、笑顔での対応ということを心がけておりましたが、

いただきました御意見を真摯に受けとめまして今後に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、補正予算でお願いをいたしますのは、坂崎小学校におきまして行います工事費 340 万円でございます。その内訳につきましては、空調整備工事と消防設備修繕工事、この 2 つをあわせて行わせていただきたいというふうに思っています。まず、空調整備工事につきましては補正額 200 万の予定で、来年小学校 1 年生に上がられるお子さんで紫外線の過敏なお子様が入学をしてくるというようなことで、UV カットのガラスへの張りつけ、それから窓も閉め切りとなりますのでエアコン設置をしたいということの空調整備工事でございます。それから、消防設備修繕工事につきましては補正額 140 万でお願いをしたく、消防用設備の点検によりまして確認がされたふぐあい箇所、こちらの修繕をあわせてお願いを申し上げたいという内容でございます。

○議長（浅井武光君） 15 番、水野君。

○15 番（水野千代子君） 空調整備等の工事費で 340 万円が 200 万円と 140 万円ということで、空調整備も来年に入っていらっしゃる入学される児童に対する紫外線のカットということで今お聞きをいたしました。これは、1 部屋だけの空調であるということでしょうか。また 1 部屋だけではなくて 2 部屋ぐらい普通教室もこの児童が移動されるときには必要なのかということを再度お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、エアコンの設置につきましては、特別教室に新たに 2 階に設けますので、そこが今までついてなかったということからその教室を特別支援教室としてそこに新たにエアコンをつける。それから、その教室には UV カットのフィルムを張りますけれども、それとあわせてその児童が移動するという部分につきましても UV カットのフィルムの張りつけにつきましては、全部というわけではありませんけれども保健室や階段、トイレ等につきましてもそうした紫外線防止のための措置をとるつもりでございます。

○議長（浅井武光君） 15 番、水野君。

○15 番（水野千代子君） 詳細はわかりました。ぜひとも学校生活が楽しくなるような環境整備をしていただきたいというふうに思っております。

それから、次に、児童福祉費で保育園管理一般事業の減額 1,885 万円でございます。給料などの減額であると示してはありますが、余りにも多額であります、その理由をお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育園管理一般事業の人件費につきましては、子育て支援センター職員 2 名を除く保育園の保育士 59 名、調理人 12 名分の給与期末手当共済費がこれに該当し、当初予算ではこれらの人数の人件費が予算配分をされているところでございます。今回合計で 1,885 万円と大幅な補正予算の減額をお願いするわけですが、この主な要因につきましては大変おめでたいことでございますけど、本年度保

育士6名が育児休業を取得しており、年度内復帰者がいないことからその分の人件費を今回減額補正をするものでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 全員の当初予算は全ての人数の当初予算を掲げたと、その後育児等で6人、保育士が育児で今休業されているからその減額だよということでございます。平成27年度の4月1日の保育園の編成表によりますと、クラス担任が産休・育児の保育士が6人となっております。今回の産休・育児は4月1日以外の保育士の産休・育児と考えていいのか。例えば、今部長が言われましたように、初めからこの6人がわかっているからその分だよというふうに言われるのか、ちょっとその辺が理解しがたいのでもう少し丁寧に御説明願いたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 先ほど育児者6名ということで、12月1日現在の育児休業取得者は6名ということで、本年4月現在も6名ということで総人数は変わっておりませんが、本来ならば本年度中に復帰する保育士の方もお見えになったんですけど、育児休業中にまた下の子を出産ということで継続して引き続き産休・育児に入った方もお見えになるということで、総人数的には変わってないということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 大体わかりました。初めの4月1日も6人で、今の12月1日も1人。また、本来ならば今年度復帰予定の保育士がそのまま引き続き産休に入ったということで、こういう減額の要因になったということで今お聞きをいたしました、それにしてもちょっと金額的にも大きいのかなというふうに思うわけであります。

それから、8保育園の正職員は59人であります。3歳未満児のクラスと3歳以上児のクラスをあわせると60クラスあるということでございます。60クラス内のうちで何クラスが嘱託職員であるかということをお聞かせ願いたいと思います。多分産休・育児をやられてる方はクラス担任の中に入っているのかなというふうに思うわけですが、現在の嘱託職員が何クラスか、正職員が何クラスかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、3歳未満児のクラス数の考え方でありまして、これは園によって規模、部屋の数とかそういうのが異なってきます。例えば、0、1、2歳を1クラスでまとめて保育している園もありますし、部屋の数で0、1歳を一緒にしている園、また大きな園ですと部屋もたくさんあるということで、0歳、1歳、2歳児とそれぞれの年齢別で保育している、そのクラスが19ということでございます。ここに全ての保育士が配置されていることではなくて、一つの園の乳児全体を正規の保育士が見るということで6園に6人が配置されているというのが現状でございます。そして、3歳以上児のクラスにつきましては、保育園によっては年齢別保育を行っている園、そして異年齢のいわゆる縦割り保育を実施している園ということで、そのクラスの合計数が41というふうになります。ここに現在嘱託保育士がクラス担任として13名の方を配置しているということでございます。残り28名が正規保育士という状況でございま

す。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 3歳未満児の19クラスというのは園によってそれぞれの考え方が違うということで、それは理解をしております。この中では嘱託が13人いるよということで、3歳以上は41クラスの中で正職員が28人、嘱託が13人ということで今お聞きをいたしました。これを見てもみますと、正社員が34人、嘱託は26人がそれぞれクラスを持っているというふうな感じになると思います。やはり、正職員の保育士もまた嘱託の保育士も何ら仕事の内容だとか責任は同じでございます。嘱託保育士の立場を保障するためにもやはり正職員の増を私は考えていっていただきたいなというふうにするわけでありますが、その辺についてのお考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 嘱託保育士が3歳以上のクラスを担当している、そういうことは当面所管としてはせめて3歳以上児は正規保育士できちんと配置しながら保育をしていきたいというふうに強く望んでいるところでございます。正規保育士の増員につきましては、平成25年度につきましては3名、平成26年度につきましては2名の増員をこの間行ってきております。本年度についても定年退職、これは園長クラスですけれども2名の園長が退職をいたします。その補充はもちろんでございますけど、退職者を上回る保育士の採用増を人事のほうにお願いしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今部長が言われましたように、3歳以上児のクラスの嘱託職員は、やはり正職員となるように強く望んでいるということでございますので、ぜひとも私も強く望む1人でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、産休・育休はしっかり休んでいただきたいと思うわけありますので、その意味からもやはり私はクラス担任は正の保育士をつけるべきではないかなというふうに思いますので、来年度も正職員の増を考えているということでございますが、しっかりと保育園の充実を考えていて、正の保育士の充実も考えていっていただきたいことを強く望みまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時18分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告しておりました18歳以上の対象選挙人の数、周知についてでありますけれども、歳入では63万3,000円の選挙人名簿システム改修費補助金、歳出のほうでは180万円のシステム改修の委託料ということでありますけれども、本

来これは国の法改正によって18歳以上の選挙権の改正でありますけれども、そうした点で言えば、本来ならばこのシステム改修に当たっては国のほうが負担をしなければならぬというふうに思うわけでありまして、この差額というものについてはどうなるのかということでありまして、これは選挙人の18歳以上の対象人数に基づいて算出をされるのかということと、この数と周知につきましては先ほどの水野議員のほうからお答えがありましたので、人数としては今の時点ではそれしかわからないということで確認させていただいてよろしいかということであります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、国の補助金の関係でございます。こちらの補助金につきましては、標準事業費の基準額というものを国のほうが定めておりまして、幸田町につきましてはそれが126万6,000円が基準額になると。その2分の1の交付ということで63万3,000円が幸田町への交付額になるということでございます。システム改修には今のところ予算としては180万円をお願いをしてということで、差額がそこで120万円近くあるということでございますけれども、改修費を全て全額国のほうに見ていただけるわけではないと。それぞれの市町ごとによって改修の内容、内容と異なりますかカスタマイズする部分とそういったものも違いますので、国はあくまでも基準額での補助のみということになります。また、18歳以上への年齢の引き下げの関係ですけれども、今回は国の選挙からの改正となりますけれども、それ以後のほかの地方選挙、こういったものにも全て影響してくるものであるということもありまして、国が満額は見ていないというふうに考えてはおります。

それから、人数につきましては、現時点ではまだ来年の夏の話になりますので推測の域を出ないというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 補助金額の差額についてはわかりました。

次に、坂崎小学校の空調整備についてであります。この空調整備につきましては、特別支援学級のエアコン対応ということになっております。現在、各小中学校に特別支援学級があるわけですが、その実態はどうなっているのかということでもあります。そして、次に熱中症対策、あるいは今の地球温暖化の中で非常に暑くて勉強ができない状態が続いている実態がございます。そういう中で扇風機は風が来ると紙が飛んでしまうという、そういうこともありましてなかなか扇風機だけでは対応がしにくいということで、幸田中学校におきましては、特に西日の強いところの教室につきましてはエアコンが設置をされているわけですが、徐々にやはり各普通教室にもエアコンをとという声があるわけですが、こうしたことをきっかけに順次計画的にエアコンの設置を進める考え、この点についてもあわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、坂崎小学校にそうした児童が入学するというもののエアコン対応をさせていただくわけでありまして、他の小中学校のそうした学級に対してエアコンの設置はどうかという御質問でございます。過去にそうした体温調節に障害のある児童が在学していたことがありまして、幸田小学校には1教室にエアコンを設

置した経過がありますが、今は卒業されていますので形としてはエアコンはそこに入っていると。それから、幸田中学校にも同様に1つの教室に入っております。そうしたことから小・中で2つの特別支援学級の中においてエアコンが設置してあると。そのほかについては扇風機、冬はファンヒーターで対応しているというのが実情でございます。

それから、今後普通教室にもエアコンをとという御意見でございますが、全国的な数値を若干言わせていただきたいと思いますというわけでありまして、小中学校の普通教室の空調設置率は26年の4月1日現在で32.8%ということで、東京方面が非常に率が高いわけでありまして、愛知県は16.4%という状況で、今後そうしたエアコンを近隣でも考えているという意向は伺っておりますけれども、まだまだ今は扇風機がやっとなってきたというのが近隣の状況でありますし、そうした財政的なことを含めるともう少し早くそうした状況になるにはまだ先かなという部分を考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 愛知県の中でも16.4%がエアコンを設置している状況にきているということであります。特に、全国から比較をいたしますと、愛知県はそうした教育予算に対しては非常に水準が低いわけでありまして、ほかのところに視察に行きましても小中学校にエアコン設置完備というようなところもあるわけでありまして、そうした点で言えば、やはり今の流れの中ではエアコンを普通教室にも設置していくというような流れになっているかというふうに思うわけでありまして。特に、温暖化の関係からすれば非常に4月から40度を超える日があったわけですね、ことしでも。ですから、そうした点からすれば、夏休みがあるというそういう対応では済まされない事態になってきているわけでありまして、これから特にまたエアコンの対応をしていかなければならないというふうになってくるならば、計画的に考えていく必要があるのではないかと思います。特に、今回の特別支援学級のエアコン設置ということにかかって言えば、各小中学校の特別支援学級への配置もこれからやっていかなければならないというふうになりますので、やはり順次このようにしていく、それのお考えについて伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 一度ではなくて、順次そうした必要性の高い児童生徒向けにという順番にというような御意見でございます。できますれば、今は7分の2の補助というようなことでございまして、以前は特に補助金の枠があった時期はほかの意味であったわけでありまして。最近はそういうことがないということがありますので、ぜひそうした折には活用してまいりたいと思いますが、これは試算でございますけれども、仮に普通教室に入れたとすればということになりますと、小学校では105の普通教室がありますので、1教室大体200万つけるということで考えますと、これで2億1,000万と。それから、中学校3校でも40個ありますので、これで8,000万ということになりますと、あわせると3億ちょっと切る2億9,000万ということになりますので、一朝一夕な金額ではございませんので、そうした順番ということの御意見もいただきましたけれども、そうした適期がもし訪れれば補助金という措置も使いながらやれる

ようなことができれば、また一考させていただきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 嘱託員の関係につきましては、資料が出されております。ただ、きょう資料をいただいて問題点がたくさんあるなと思いながらやるだけの能力もないので、総務教育委員会の中でしっかり時間をいただいてやっていきたいなということで、まあ資料はいただきました。あと、内容は点検をさせていただく。その中で、2番目に通告がしてございますように、コミュニティバスの運転手、そもそもサービス業なんですよ。サービス業であれば、やっぱり一つは誰に対してサービスするのかといったら町民を対象にしたサービス業だと。であるならば、やっぱり町民に親切な対応というのはあってしかるべきだろうなと。しかし、運転手も人間であります、それぞれの個性はあります。個性はありますから対応の仕方というのは千差万別だ。ただし、基本はサービス業であるし、そのサービスを行う対象者は町民、住民ですよ。やっぱり、そこら辺はきちんとおさえた教育という言い方が適切かどうかはともかく、そういう研修は積み重ねていただかないといろいろな批判は出てきております。乗せてやってるじゃないかと、ただじゃないかと。こういうことを言われたら肩身の狭い思いをするがな、そういうことを言われて、ばーろー、俺らの税金でやってるじゃないかなんて言って、やってくる人が一番いいわけなのでね。やっぱり、そうはいつでもそうはならないという点でいけば、やはり一つは研修はきちんとやって、町民を対象にしたサービス業ですよ。ここら辺についてはどうでしょう。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） コミュニティバスはサービス業だということでございます。全く同じ考えでございます。サービス業務に関する接遇というもの、そういったものの研修についてはまだ行ったことはございません。しかしながら、毎朝、運行前に町職員と運転手におきまして朝礼を実施いたしまして、苦情等などの意見を共有しまして業務改善を図って、住民の皆さんに気持ちよく乗っていただけるような対応を心がけるよう徹底をしているということでございます。実際にそういった苦情とか御批判、そういったものもいただいているのは事実でございます。そういったことで、やはり本人さんの性格というものもあるんですけれども、それでも最低限のこと、一番最低限のことにつきましては安全な運行をすると、これが一番最低限のことだと考えております。それだけではなくて当然そういった接客ということですので、挨拶をするなりそういったことは最低限行ってくれということでの指導はしております。でも、なかなかできてないという部分もございますので、またそういった問題が苦情等で寄せられたときには、研修ではありませんけれども運転手全員に集まっていいただいて、そういった問題点を共有していただいて会議を行うというようなことも年に数回行っているということで、今後も研修まではなかなかできませんが接遇に関してはしっかり行うように指導のほうをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町民の批判というのはあってしかるべきなのでね。批判があるからこそ物事が前進をし、改善をするという視点を私は大事にしたい。物を言ったらあいつはうるさいという感覚でいったら改善もできない、前進もできないと。批判があるからこそ私は物事が前進をしていく、解決の道筋がつくられていく、そういう視点、観点が私は大事だろうなというふうに思います。

次に、ハピネス・ヒルの指定管理とこども発達センターの関係ですが、これはごちゃまぜにしちゃうと一緒になっちゃって、あなた方が最も得意とするやぶの中に引っ張り込まれるのはどうもならないので。したがって、まずハピネス・ヒルの指定管理の関係を中心に質疑をしていきます。

午前中の議論の中で、なぜ競争入札で管理者を決めなかったのかと、こういう指摘がございました。まず、そういう視点について基本的な問題として、なぜ指定管理者は幸田町の場合は文振協ということで競争入札にしないということですが、これにかかわって基本的な考え方はどんなものでしょう。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 指定管理者の選定に係る手続に関する条例というのがございまして、基本的に選定は公募による。ただし、町長が定める場合は、そのほかでないということで、公募によらずという一文があるわけでありまして。今回、そういうただし書きの意味はどういうものがあるかということについて内部で協議をいたしまして、指定管理に関する指針というのを設けたところであります。これまでの実績とそれからその団体の設置目的が指定管理者たる内容であるような団体である場合については、公募によらずいわゆる随意契約と申しましょうか、そういう公募によらないことができるというような内部指針を設けまして、それを初めて適用させていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それにかかわって何回か申し上げているかと思いますが、2010年に総務省が指針を出しましたよね。それは、指定管理者制度の運用についてという通知文です。その通知文の中で指定管理というものについての考え方がちょっとおかしいではないかという総務省からの指摘。それは、この通知は指定管理者制度は公共サービスの水準を確保する、こういう要請に応えていくための最も適切なサービスの提供者ですよ。したがって、価格競争による入札とは異なりますよと。どちらが安い、こうだといって隣の町がこけちゃったよな。七、八年前だと思うけど。はっとやったらいつの間にか、おい、電気がこないじゃないかと。中電に聞いたら、いや、電気料を払ってくれなきゃ電気通しませんよといって、請け負ったイメージがどろんしちゃったわけだ。蒲郡市はあわ食っちゃって、安かろう、悪かろう、ひどかろうということの典型的なものを隣の町が経験してるわけですよ。そういう価格競争によるものではないですよ、異なるんだよという点が一つと。もう一つは、あと幾つかあるのですが、指定管理者が仕事を非正規職員に任せたり、この次が大事、自治体の直営時に比べて賃金を安くすると。こういうことではあかんよと、こんな選定の仕方をするなよと。したがって、指定管理者の選定に当たっては、労働法制の順守や労働条件への適切な配慮がされるべきだ

よと、こういう総務省の通知がございます。その通知について、あなた方もみんな手元に持っておみえですよね。そういう点からいって、今回そういうものがきちんと反映した指定管理料という形になっているかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 総務省自治局長通知については承知をしております。なぜこの通知が出たということにつきましても、当時の片山総務大臣の談話があったということを含めて、そうしたワーキングプアがあったり、いろいろな部分において当初考えていた部分と実情が２期に入ってきますと変わってきた部分もあって、そうしたことを改めるというような意味での指定管理者制度の運用についてという通知だというふうに思っています。おっしゃっていただきましたように、単なる価格競争による入札とは異なる部分、それから法令遵守ということについても承知はしており、私どもの今回の指定管理者に応募していただく仕様書の中にもそうした法令遵守についてもうたっておりますし、独力でそうしたことも努めていただきたいということも含めた応募要領ともなっております。ただ、その結果、今回の１６億２，５００万円がそうした意味でふさわしいかということとなりますと、今できる範囲の中での中身となっておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） １４番、伊藤君。

○１４番（伊藤宗次君） 肝心なときになるとさっと逃げて、できるかどうか御了承くださいと、そんなことをあなたと私であうんの呼吸でなれ合ったら何もならないわけだ。議案として、要はこの５年間で１６億２，５００万円を指定管理料として文振協に払いますよと、こういうことですよ。そうしたときに、一つは先ほちょっと言われたように片山虎之助、私は大嫌いだけどあの人は、まあいいや。人件費を切り下げる競争をやったわけだね。あなたが言われたとおりワーキングプアが指定管理者制度の中にわっとはびこって、本来その施設を持つサービスをどう向上していくかという点でいくと、人件費切り下げ競争、そして入札による安かろう、悪かろうという制度の悪い面ばかりが先行して、これが一度ダウンしたことによって総務省が通知を出した。そういう中で、じゃあ、あなた方がどういうふうに具体的に対応してるのかというのは、目に見えてわかるじゃない。今期、いわゆる２期目ですよ、２期目の期間中に消費税が５％から８％に上がりましたよ。１６８％増です。それに対応する管理料が補正予算を含めて対応されたのかどうなのか、これが一つ。もう一つは、再来年、自民党と公明党がどうやって国民をいじめるかということを生懸命競い合っているわけだ。そういう中で、消費税が８％から１０％に上がる。それは期間中ですよ。期間中の関係で、じゃあ、指定管理料の中に８％から１０％に増税をされる。それに対応する弾力条項がございますか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この５年間の積算の積み上げが債務負担行為でございますので、上限が１６億２，５００ということであります。２９年４月からの消費税については、いわゆる法的に決められたアップということでございますので、いわゆる見込んでいるかと言えば、これは見込んでいるということであります。しかしながら、そうしたパー

センテージが単純にアップしているかということにつきましては、ごらんいただいたとおりの内容でございますので、教育費は午前中の論議にもありましたように21億を超えておりますし、町全体の中で見ながらも長期5年にわたるそうした経費についての金額設定については、庁内内部でも協議で話をしながら設定をしてきたところでございます。見てあるかということ、これをお願いしますというところの部分もあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 見てあるかといったら、これをお願いしますと、こんなものは禅問答じゃないか。見てあるのかないのかといったらこれをお願いしますということは、見てあるというふうに私は善意であれば受けとめますよ。議論の経過からいけばね。しかし、これをお願いします、現状の中で頼むわと。現実には5%から8%になった段階でも見なかったでしょうが。見ないのにこれをお願いしますというのは、10%になっても5%のままであとは知恵を出してそろばん勘定をうまく弾いてくれといったときに、総務省は何なのか、総務省通知はね。価格競争の原理じゃない、人件費削減はするなど。直営から指定管理に移った、そこに働く人たちの労働条件が下がったらいけないと、こういったときに現在でも8%は見えてありませんよ。10%になっても見ませんよと。だから、先ほど申し上げたように、私はこの中で弾力条項を設けるべきだと。地方自治法の中で情勢適用の原則という項目があるわね。それは情勢は常に変化し発展をすると。そのときに合わせた対応をしなかったら行政というのは井の中の蛙だよと。牛の頭に一生懸命おーおーと言ったって、井戸の中ではえてるだけだということだから、そうした点からいけば私は弾力条項を設けて、情勢の変化に対応するような弾力条項をもってやるべきだということと、あなた方が要らないということであれば、午前中の議論にありました交付金。これは議会の債務負担行為の中の議決対象外だ。言ってみれば町長の腹づもり。町長の腹づもりという形で余り町長にもりたかりたくないやんな。それはあなた方自身が、やっぱり交付金というものをあなた方はつくられたわけだ。もともとなかったのをなぜつくったかといったら、指定管理料が足りないわけだ、足りない中で文振協が幾ら一生懸命努力しても、これは足が出ると。そうかといって1億4,000万円の埋蔵金を使うわけにもいかない、使いたいけどもね。幸田町と文振協が協議をして合意しないと使ったらいけないよと。今は若干使ってるけどもね。だけど、そういう手かせ足かせがあるときにどうするかといったときに、行政側が知恵を出したのは交付金ですよ。これはやればいいじゃないですか。だから、交付金が必要にして十分な額ではないからいろいろなところに問題があると。大もとはですよ、ちょっと話がそれたけど。要は、大もとは指定管理料の中にいまだに消費税5%の税率8%にも対応してない。ましてや10%はこれで頼むわと。こういうふうにやったらどこへしわが行く。利用者へのサービス低下と、そこで働く人たちの労働条件の低下という点からいけば、この制度が設けられたときに総務省が言ったのは、公共サービスの水準の確保。これを最も有効的に果たすのが指定管理者制度だという制度の位置づけをしながら、あなた方はこの制度を悪用しているわけなんだ。そういうことで、私は基本的にはこの5年間の債務負担行為の金額をふやすべきだと。いや、議会に提出しちゃったから今さらできないというな

らば弾力条項を設けて対応する、それが大筋だと。それもできないというなら、既に実績を持つ交付金という形で足らずを必要にして十分な額を確保して対応すべき、こういうふうに思うわけですが。これは担当に答えよといったら、それは無理な話なんだよね。あとは町長の腹一つですよ。町長、あなたが町長になられたときに、そして当時の館長が変わった後、足しげく町民会館に通われましたよね。私もちょくちょく町長の顔を見て、町長が何でここにいるのかといったら、前の館長がいいとか悪いとかいうことを申し上げてないですよ、そうした点で今の館長と仲よくしたいと、うまく運用していきたいという形でやられたあなたの心情はそれなりに私は理解しているわけだよ。そういう中でやられてきたときに、じゃあどうするかとう選択肢からいけば、先ほど申し上げたように弾力条項を設けるなり、交付金を基本的に必要にして十分な額を確保するかどうかだ。こういうことなんだ。町長どうでしょう。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、最終的な一般会計のほうで最終町長査定が今から議会が終わりますとすぐ始まってまいります。その段階でその件につきましてはまた御審議をしたいなというふうに思っておりますけれども、基金におきまして先ほどもありました競争入札とかいう形がもし、現在においてはやっておりませんけれどもなった場合に対して文振協の皆さん方のもしそれが変わったりなんかした場合に行くところなくなるといことで、退職給与引当金的にもその１億数千万というお金は大事に使っていただかないとまずいなど、そんなことを思っております。本丸にがたが来てるときに、出先まで同じように従来同様の形でやっていけるかといったら、やっぱり本丸のレベルに合わせていただくような方法も考えなくてはいけないというふうに思っておりますので、今後最終的な査定におきましてやってまいりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） １４番、伊藤君。

○１４番（伊藤宗次君） 例え話は私も嫌いなほうではないですけれども、あなたが言われた本丸がガタガタしているときに、それは出城をそんなところまでやれるかという例え話で、今は本丸ガタガタきてるか。こんな基金をどんどんどん積み立ててるじゃないか。そうでしょ。当初予算で少なく見積もって、去年の２７年度の決算では金がない、金がないと言っておきながら過去最高の町税９３億だったね。これは何だなど、ガタガタきてるのかと。行政事業は、目前に迫った事業は幾らでもあるわけだ。当面先ほど議論した北部中学校と幸田小学校の増築対応は絶対可及的に速やかに対処しなくてはいけない。ですから、基金を積み立ててるわけでしょう。今まで財調にやったものを基金を今度は教育に積みかえただけであって、今幸田町の本丸がガタガタきてますなんて、そんなことでこけおどしにもならない。あなたが最も得意とする。要は、私が申し上げているのは、指定管理者制度で競争入札はなじまないよと。その中で働く人たちは、直営のときと同じように、それよりももっと高くても構わないやん。低くてもいけないよという労働条件の中でどう知恵を働かせていくかといったら、この債務負担額では非常に足りないと。したがって、私は今までやってきたあなた方の経過から言うと、交付金対応でやるべきだということをあなた方がお考えかどうかということを答弁でいただいた

い。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 交付金の問題につきましては、当初予算の全体的に先ほど言いました本丸と申しますか、全体の予算の中で来年度予算を今構築してるところでありますけれども、用地もたくさん買わなくてはいけない。たくさんあります。これも数億円あります。それから、今、小学校でも中学校でもそうですね。いろいろなところで目に見えないといいますか、目に見えるんですけども実態は、予算がございます。その中で来年度予算を組んでいって財調が幾ら残るかというのは驚くべき数字になってしまうわけでありまして、そういう全体を踏まえてどこを切ってどこにふやしていこうかについては、最終的な町長査定でやらせていただこうと思っております。文振協におきましては本当にありがたく、きょうの朝の新聞にも載ってますように、音楽座のそういう大きなミュージックだとかいろいろなものを作って幸田町の文化振興協会は一生懸命やってくれる。それは十分にわかってるんですけども、現状の今からの行政の対応については真剣に考えていかないといけないということでございます。きょうせっかく後ろのほうに来ていただいておりますけれども、私から即おいしい話ができないということを、ひとつきょうはよろしく願いをして、後ほどの町長査定に回させていただこうというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第78号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第79号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、330万円の補正追加ということで、これについては総務管理一般事業だよと。公課費いわゆる消費税だと。消費税増税は、自民党と公明党が悪政を競い合ってわっとやって大変な状況になってる。そうしたときに、この集排の特別会計の中でこの5%が8%になったのは今年度ですか。今年度、年度中途に悪政の被害をこうむって大変でございますわ、幸田町はという。なら、それはいいでしょう、補正で。26年の4月1日に突然わっと降って湧いてさっとできたのではない。前々から26年度当初から自民党と公明党が悪政を競い合って、国民を含めて自治体に財政負担かけますよということがまかり通ってきた。そうしたときに、26年度決算はもう打っちゃったわけですよ。たまたま通常の確定申告は3月31日で、だけれどもこれは消費税の関係でいけば2カ月おくれて5月31日が申告の時期というように時期のずれはあるにしても、ここで330万円補正をやったとしても、これは26年度ではないですよ。この予算は27年度だとしたときに、じゃあ、26年度の決算を打った消費税、公課税にかかわってはどのような対応をされてきたのか。まず、ここからお聞きしたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 26年度から消費税が8%ということになってございますけれども、公営事業会計については法の適用、不適用にかかわらずそれぞれ消費税のかかわる法人ということになっておりますけれども、これにはさまざまな特例が設けてありまし

て、申告と納付期限、通常は今議員が言われたように課税期間の２カ月以内ということになっておりますけれども、いわゆる非適用の幸田町のような、いわゆる公営集落排水、下水道会計などは決算を完結する日が会計年度の末日の２カ月以上経過した日となっている特別な事情があるということから、これは消費税法の施行令第７６条２項にございますけれども、６カ月以内ということで９月末日までがこの申告という形でなっております。そういった面で、こういった特例が町公営事業についてはあるということがございます。

また、国税庁によりますと、会計年度の考え方でございますけれども、通常は地方自治法の施行令では１４２条と１４３条でその所属会計年度が発生年度というふうに区分されておりますけれども、国税庁によりますとこれによりえないもの、こういった消費税については現金の支出の事実の属する会計年度の所属として整理する会計処理となっているということから、実質は２６年度ではなく２７年度という形で、ここで一般会計との年度のずれが生じているということでございます。したがって、２６年度の消費税につきましても、２７年度の９月に前年度分が確定するということからその確定分と、またこれは２７年度の間納付というのも発生してきてますので、そういったものをあわせたいわゆる２７年度に納付をする金額、これが予算執行として納付するものということでの特例になっておりますので、今回の予算の考え方につきましても２６年度の考え方が２７年度の予算執行の中で取り行われているというふうな考え方でございまして、今単純に計算いたしますと、今の考え方で納付額を計算いたしますと実際には９３０万円弱ということで、今回３３０万円の補正予算をお願いするということでございます。

○議長（浅井武光君）　１４番、伊藤君。

○１４番（伊藤宗次君）　きょういただいた資料の最後のページに、消費税確定申告計算書というのがございます。これはとてもここへ数字をはめて、今はじき出すわけにはいきません。しかし、私なりにやってくると、今回３３０万円の補正追加をされても、少なく見積もっても３６０万円不足するんです。３６０万円不足したら結局翌年度、２８年度の一般会計で公課でおどして落とせないことはないわけですが、また補正対応といったら順ぐりでやってくれしかない。言ってみれば適切な言葉ではないけれども、悪政のくり返しをしていく。こういうことでやったら、幸田町の集排にかかわる会計はどういうところが実際の姿なのかというのが見えてこないわけですよ。じゃあ、あなたが言われたような内容をここでやって、一切合切清算しろといったってそれは無理がある。実際問題無理。今の消費税がらみの制度の関係からいけばね。そして、さらに言ってみれば来年、再来年の消費税増税も結局年度をまたぐような形の中で、当初予算や補正予算の中でも対処し切れない問題が出てくる。こんな悪政をどんどんどんどんやって、方や軽減だ軽減だといって猿芝居を演じてるわけだ。そういう点からいけば、私はこうした点でいけばどこかで整理しておかないと、きちんと整理ができないことはわかっております。整理をしていかないと、結局いつまでたっても全体像がわからなくなってくる。そうした点では、どんな形の中で今後対応されるのか、対処されるのかということであり

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、先ほどは26年度の確定額ということでございますけれども、今年度の27年度のいわゆる消費税としての考え方は、前年度の確定分とこの12月と3月に中間納付を予定しているということで、それが27年度予算執行ということでございますので、あわせますと金額的には929万3,650円、これが確定申告によって算定されている27年度分ということでございます。この額がこの27年度中に変更があるかと申し上げると、それは基本的にはないということでございます。これは中間納付で3月までに半分をお支払いするわけですが、今度逆に28年度になった段階で28年度の9月に消費税のまた27年度の確定を行うわけですが、その時点で3月までに払った中間納付額の清算を行って、その残額とまた新たに28年度の消費税の中間納付を行っていくという形で、これが実際に前年度の部分では、26年度の前半部分ではどうしても消費税の賦課が3%分が上がっていないという状況になっています。それが次の年に反映するというので今年度が27年度の執行分、いわゆる929万3,650円、まあ930万ですね、これが今のピークとしてこの消費税の増加分にかかわるもので今回発生すると。例えば来年度、28年度もしくは29年度、これにつきましては同じようなことが発生するかと思うんですが、実際には同じような状況ですね、歳入、歳出いろいろな支出の内訳などがほぼ今年度と同じような状況であれば784万6,300円というのが今回消費税が8%になったときの確定額でございますので、同じような内容であればこの784万6,000円が引き継がれることとなりますので、28年度、29年度につきましては同じ額が入ってくる考え方となります。ただし、29年の4月の消費税が上がってきた場合、2%上がってきた場合に、上がった年の翌年、平成30年度、ここに今回の今年度と同じような現象が起きてくるわけですね。消費税は先に上がってますけれども確定申告は翌年になってしまいますので、そのしわ寄せが今年度と同じようなことが29年度の後の30年度に発生してくるということから、30年度の段階でその額が予定では2%上昇するということから、その分が30年度に影響があるというふうな考え方がございまして、今考え方としては今回の930万という突出した消費税が出てくるわけですが、これについては前年度分のしわ寄せ分が入ってきているということから、27年度の執行がこれに上がってきているということでございますので、ちょっとややこしいんですがその分来年度もまた引き継がれるかという、来年度は実質税率は一緒ですのでその分は同じ額が入ってくる、784万という形での決算となります。なお、今は前提条件がそういう面では同じ内容でということでございますので中身ですね、税務当局と課税仕入れとか特定収入の考え方とかいろいろな面で変わってくるとこの辺はこの金額にはなりませんので、その辺は前提条件として御容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上をもって、第79号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑の終結をします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第71号議案から第79号議案までの9件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表においてそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。各常任委員会の委員長はただいま付託いたしました議案の審議結果を来る12月18日までに取りまとめ、12月21日の本会議にて報告をお願いいたします。委員会の会場はお手元に配付のとおりですから、よろしくお願いをいたします。

ここで、日程変更についてお諮りをいたします。

お手元に配付の会期日程は、12月11日は本会議となっておりますが、質疑は本日全て終了いたしました。よって12月11日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、12月11日の本会議は休会といたすことに決定をいたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、12月21日、月曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日は長時間にわたり御苦労さまでした。

散会 午後 4時05分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

議 長

議 員

議 員